

岐阜県強靱化計画アクションプラン 2021

令和3年3月

岐阜県

目 次

第1章 岐阜県強靱化計画アクションプラン 2021 の策定

- 1 アクションプラン策定の趣旨 1
- 2 施策の重点化 1

第2章 令和3年度に実施する主要施策

- (1)交通・物流 ～交通ネットワークの強化～ 4
- (2)国土保全 ～河川、砂防、治山、火山等対策～ 8
- (3)農林水産 ～災害に強い農地・森林づくり～ 11
- (4)都市・住宅／土地利用 ～災害に強いまちづくり～ 13
- (5)保健医療・福祉 ～医療救護体制確保及び要配慮者への支援～ 17
- (6)産業 ～サプライチェーンの確保・風評被害防止対策～ 20
- (7)ライフライン・情報通信 ～生活基盤の維持～ 21
- (8)行政機能 ～公助の強化～ 24
- (9)環境 ～廃棄物及び有害物質対策～ 31
- (10)リスクコミュニケーション／防災教育・人材育成 ～自助・共助の底上げ～
..... 32
- (11)官民連携 ～民間リソースを活かした対応力強化～ 36
- (12)メンテナンス・老朽化対策 ～社会インフラの長寿命化～ 37

- 重要業績指標(KPI)一覧 39

第1章 岐阜県強靱化計画アクションプラン2021の策定

1 アクションプラン策定の趣旨

令和2年度から5年間の強靱化の推進方針を示した第2期岐阜県強靱化計画(以下「強靱化計画」という。)の着実な推進を図るため、施策分野ごとの主要施策を明らかにした「岐阜県強靱化計画アクションプラン」(以下「アクションプラン」という。)を毎年度定めることとしている。

強靱化の取組みについては、アクションプランにおいて、詳細な事業・施策を具体化し、強靱化計画と一体的に推進していくこととする。

2 施策の重点化

限られた資源で効率的・効果的に本県の強靱化を進めるには、施策の優先順位付けを行い、優先順位の高いものについて重点化しながら進める必要がある。強靱化計画では施策項目単位で施策の重点化を図ることとし、施策の進捗状況、計画策定後の災害から得られた教訓、社会情勢の変化等を踏まえ、46の重点化すべき施策項目を次頁のとおり設定した。これにより毎年度の予算編成や国への施策提案に反映することとする。

なお、重点化施策項目については、施策の進捗状況を踏まえ、適宜見直しを行う。

【重点化施策項目】

| 施策分野 | 施策項目 | |
|--------------------|---|---|
| | 重点化施策項目 | |
| (1)交通・物流 | <ul style="list-style-type: none"> ・道路ネットワークの整備 ・孤立・大雪対策の推進 ・リニア中央新幹線の整備促進 | <ul style="list-style-type: none"> ・道路啓開の迅速な実施 ・無電柱化の推進 ・鉄道の老朽化対策・存続支援 ・運輸・交通事業者の災害対応力強化 |
| (2)国土保全 | <ul style="list-style-type: none"> ・総合的な水害・土砂災害対策の推進 ・治山ダム等の整備・機能強化 ・火山災害対策の推進 ・亜炭鉱廃坑対策の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・地盤沈下対策の推進 |
| (3)農林水産 | <ul style="list-style-type: none"> ・農業用排水機場の整備 ・農業用ため池の防災対策の推進 ・農地・農業水利施設等の適切な保全管理 ・農林道の整備 ・災害に強い森林づくり | <ul style="list-style-type: none"> ・都市農村交流の推進 ・農業集落排水施設の機能保全 |
| (4)都市・住宅 ／土地利用 | <ul style="list-style-type: none"> ・住宅・建築物の耐震化・防火対策の促進 ・空家対策の推進 ・大規模盛土造成地対策の実施 ・被災住宅への支援 ・避難所の防災機能・生活環境の向上 | <ul style="list-style-type: none"> ・帰宅困難者対策の推進 ・応急住宅の円滑かつ迅速な供給 ・水資源の有効活用 ・市街地整備の促進 ・立地適正化計画の策定促進 ・地籍調査の促進 ・文化財の保護対策の推進 ・環境保全の推進 |
| (5)保健医療・ 福祉 | <ul style="list-style-type: none"> ・災害医療体制の充実 ・避難所環境の充実 ・福祉避難所の運営体制確保 ・社会福祉施設等への支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・災害拠点病院等の耐震化の促進 ・医療施設等におけるエネルギー確保 ・救急医療提供体制の強化 ・災害時健康管理体制の整備 ・医療・介護人材の育成・確保 |
| (6)産業 | <ul style="list-style-type: none"> ・BCP等の策定支援 ・本社機能の誘致・企業立地の促進 ・観光地等の風評被害防止対策の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・建設業BCMの普及・策定支援 |
| (7)ライフライン・ 情報通信 | <ul style="list-style-type: none"> ・総合的な大規模停電対策の推進 ・上下水道施設の耐震・老朽化対策の推進 ・分散型電源としての再生可能エネルギーの活用 | <ul style="list-style-type: none"> ・下水道における業務継続体制の整備 ・合併浄化槽への転換促進 ・道路啓開の迅速な実施 ・無電柱化の推進 ・電気事業者の災害対応力強化 ・情報通信事業者の災害対応力強化 ・ガス事業者の災害対応力強化 |

| | | |
|----------------------------|---|---|
| (8)行政機能 | <p>【行政】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害初動対応力の強化 ・防災拠点機能の強化 ・災害対策用資機材の確保・充実 ・住民への情報伝達の強化と伝達手段の多様化 ・切れ目のない被災者生活再建支援 <p>【警察・消防】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害対応力強化のための資機材整備 ・警察庁舎等の整備・耐災害性強化 ・交通信号機等の耐災害性の強化 ・消防団員、水防団員等人材の確保・育成 ・消防力の強化 | <ul style="list-style-type: none"> ・広域連携の推進 ・防災情報通信システム及び行政情報通信基盤の耐災害性強化 ・業務継続体制の整備 ・非常用物資の備蓄促進 ・警察災害派遣隊の体制強化 ・ヘリコプター広域応援体制の整備 ・バックアップ体制の整備 ・業務継続体制の整備 ・緊急消防援助隊の体制強化 |
| (9)環境 | <ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物対策の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・有害物質対策の検討 ・河川に流出したごみ等の撤去 |
| (10)リスクコミュニケーション／防災教育・人材育成 | <ul style="list-style-type: none"> ・防災教育の推進 ・住民主体での避難対策の強化 ・要配慮者支援の推進 ・防災人材の育成 ・建設業の担い手育成・確保 | <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ活動の担い手養成 |
| (11)官民連携 | <ul style="list-style-type: none"> ・支援物資供給等に係る官民の連携体制の強化 ・災害ボランティアの受入・連携体制の構築、支援職員の養成 | <ul style="list-style-type: none"> ・救出救助に係る連携体制の強化 ・防災・減災データの提供推進 |
| (12)メンテナンス・老朽化対策 | <ul style="list-style-type: none"> ・社会資本の適切な維持管理 | <ul style="list-style-type: none"> ・情報収集手段の多様化 ・公共施設等の維持管理 ・メンテナンスに関する人材の養成 ・市町村に対する技術的支援 |

第2章 令和3年度に実施する主要施策

強靱化計画における「強靱化の推進方針」に基づき、令和3年度において取り組む主要施策は、次のとおりである。

これらの実施にあたっては、限られた資源で効率的・効果的に本県の強靱化を進めるため、前頁に掲げる重点化施策項目について、特に取り組みの推進に努めるものとする。

(1) 交通・物流 ～交通ネットワークの強化～

(道路ネットワークの整備)

○東海環状自動車道西回り区間及びICアクセス道路の整備促進 [国・県・民間]

・国に要請している早期全線開通を見据え、東海環状自動車道の未供用区間の用地買収や工事の実施、主要地方道岐阜美山線 大学北工区をはじめとするアクセス道路の整備を推進する。

[主な整備箇所]

<直轄事業>

(道路整備) 東海環状自動車道 (西回り区間)

<県事業>

(道路整備) (主) 岐阜美山線 大学北工区 (岐阜市)

(主) 岐阜美山線 折立Ⅰ期工区 (岐阜市)

(主) 岐阜関ヶ原線 宗慶・温井Ⅱ期工区 (本巣市) 他

○濃飛横断自動車道の整備推進 [県]

・リニア中央新幹線開業に向け、リニア岐阜県駅アクセス道路の南北軸として、中津川工区をはじめとした整備や未整備区間の調査を推進する。

○県土強靱化に資する道路ネットワークの整備及び機能強化 [県]

・近い将来、発生が懸念される南海トラフ地震や内陸直下地震などの災害に備え、早期復旧の要となる緊急輸送道路の機能確保を目的とした整備を推進する。

[主な整備箇所]

<県事業>

(道路整備) (国) 303号 西横山バイパス (揖斐川町)

(主) 可児金山線 飯高工区 (七宗町)

(主) 国府見座線 八日町工区 (高山市)

- (主) 金山明宝線 畑佐・小川峠工区 (郡上市) 他
- (橋梁耐震) (国) 248号 国長橋 (多治見市) 他
- (斜面对策) (国) 472号 奥住工区 (郡上市)
- (国) 303号 檜原工区 (揖斐川町) 他

○地域活性化や地域の安全・安心につながる幹線道路等の整備 [県]

・災害による地域交通ネットワークの分断や道路利用者の安全を確保するため、バイパス整備や道路拡幅、歩道整備、防護柵設置により、地域をつなぐ道路の整備や交通安全対策を着実に実施する。

[主な整備箇所]

<直轄事業>

- (道路整備) 東海環状自動車道 (西回り区間)
- 中部縦貫自動車道高山清見道路 (高山市)
- (国) 19号 瑞浪恵那道路 (瑞浪市～恵那市)
- (国) 41号 上麻生防災 (七宗町～白川町)
- (国) 156号 岐阜東バイパス (岐阜市～関市) 他

<県事業>

- (道路整備) 濃飛横断自動車道 中津川工区 (中津川市)
- (国) 156号 福島バイパス (白川村)
- (国) 248号 下恵土工区 (可児市)
- (国) 360号 種蔵・打保バイパス (飛騨市)
- (主) 岐阜美山線 折立Ⅰ期工区 (岐阜市)
- (一) 扶桑各務原線 新愛岐道路 (各務原市) 他
- (歩道整備等) (主) 岐阜巣南大野線 (岐阜市)
- (主) 南濃北勢線 (海津市)
- (主) 関本巣線 (関市～岐阜市) 他

○豪雨時における道路冠水対策の推進 [県]

・豪雨時における道路の機能維持及び安全確保を図るため、河川からの溢水による道路冠水等の情報をリアルタイムに把握し速やかに規制する体制整備を実施する。

[主な整備箇所]

- (国) 471号 (飛騨市) (道路冠水箇所)

○トンネル照明のLED化の推進 [県]

・災害時の電力供給の制約によりトンネル照明を消灯することのないよう、消費電力を削減できるトンネル照明のLED化を実施する。

[主な整備箇所]

- (国) 303号 八草トンネル (揖斐川町) 他

○都市の骨格を形成する街路の整備 [県]

- ・東海環状自動車道インターチェンジへのアクセス道路等、都市の骨格を形成し、災害時・緊急時の輸送路としての機能も有する街路の整備を着実に実施する。

[主な整備箇所]

- < 県事業 > (都) 長良糸貫線 (岐阜市)
- (都) 岐阜駅城田寺線 (岐阜市)
- (都) 大野揖斐川線 (大野町)
- (都) 新所平島線 [平成工区] (岐南町)
- (都) 新土岐津線 (土岐市)
- (都) 神田神戸線 (大垣市) 他

(孤立・大雪対策の推進)

○県管理道沿いの樹木伐採による通行安全対策の推進 [県・市町村・民間]

- ・台風や降雪等による緊急輸送道路や孤立の恐れがある集落へ通じる道路の通行止めを未然に防ぐため、県管理道路沿いの民有地樹木を伐採する。

○孤立集落対策における道路整備の推進 [県]

- ・面積の8割を山地が占める本県の地形的特性から、大規模災害により集落の孤立が多発した場合には、長期間にわたり孤立状態が続くことが懸念されるため、代替ルートを含めた整備を推進する。

[主な整備箇所]

- (道路整備) (国) 360号 中澤上工区 (飛騨市) 他

○除雪体制の強化による冬期交通の安全確保 [県]

- ・大雪等の際には早期に通行を確保する必要があるため、除雪作業に使用する除雪機材の増強や除雪基地の整備など除雪体制の強化を図る。

[主な整備内容]

- ・県有除雪機械 (除雪トラック等) の増強
- ・除雪基地の整備

○孤立発生を想定した対策の推進 [県・市町村]

- ・集落が孤立しても自立的な生活が継続できるよう、飲料水、食料、生活用品等の個人での備蓄 (1週間分程度) を呼びかけるほか、市町村による集落を単位とした備蓄の充実を促進する。
- ・孤立集落ごとに周辺地図や道路規制情報等の孤立発生の要因を網羅した「孤立予想集落台帳」を整備する。

（道路啓開の迅速な実施）

○道路啓開訓練の実施 [国・県・市町村・民間]

- ・ 発災時に道路啓開計画に基づく対応が確実かつ迅速に実施できるよう、関係機関と連携した訓練を実施する。

（無電柱化の推進）

○無電柱化の推進 [国・県・市町村]

- ・ 大規模災害の発生に備え、電柱等の倒壊から緊急輸送道路や避難路を確保するため、市街地等の幹線道路など必要性及び整備効果が高い箇所において、無電柱化を計画的に推進する。

[主な整備箇所]

- < 県事業 > (一) 岩井高山停車場線（高山市）
(一) 古川国府線（飛騨市）

（リニア中央新幹線の整備促進）

○リニア中央新幹線建設事業の促進 [県・市町村]

- ・ J R 東海が行う用地取得事務を受託するなど、東海道新幹線の代替路線としても機能するリニア中央新幹線の建設を促進する。

（鉄道の老朽化対策・存続支援）

○鉄道の施設等の老朽化対策及び活性化の推進 [国・県・市町村・民間]

- ・ 第三セクター鉄道等地域鉄道の安全運行対策に係る経費を助成する。また、関係自治体や鉄道事業者等と協力して、鉄道の利便性向上や活性化を推進する。

（運輸・交通事業者の災害対応力強化）

○非常用物資の輸送体制の整備推進 [県・民間]

- ・ 災害時の緊急物資集積拠点として、県トラック協会が整備した「緊急物資輸送センター」に係る維持経費及び県トラック協会が実施する「震災その他の災害に際し必要な物資を輸送するための体制の整備に関する事業」に助成する。

○交通事業者及び沿線自治体との情報共有 [県・市町村・民間]

- ・ 県のホームページから交通事業者（鉄道事業者）の運行状況が確認できるようにするとともに、沿線自治体へその旨周知する。

(2) 国土保全 ～河川、砂防、治山、火山等対策～

(総合的な水害・土砂災害対策の推進)

○総合的な治水対策の推進(ハード対策) [国・県]

- ・水害の発生頻度を低下させ、生命はもとより、財産や暮らしを守り、社会経済活動を安心して営めるよう、近年被害を受けた河川や都市部を流れる河川等のハード対策を重点的に実施する。
- ・内水による浸水被害の防止・軽減のため、排水ポンプ車等による排水機能の強化、排水施設の耐水化、操作の遠隔化を進める。
- ・平成 30 年 7 月豪雨で甚大な浸水被害が発生した津保川において、緊急的に河道掘削等の治水対策を実施し、早期に治水安全度の向上を図る。
- ・平成 30 年 7 月豪雨などの災害を受けて実施した「重要インフラの緊急点検」結果等を踏まえ、洪水時の流下阻害となる箇所での河道の掘削や樹木伐採、ダムの堆積土砂の浚渫等を進め、流下能力の向上を図る。
- ・事前放流にかかる国の方針を踏まえ、県が管理するダムについても既存施設を利用し、事前放流に対応した運用を図る。
- ・水辺を利用したまちづくりを積極的に進める市町村の取組みに関連した河川整備を図る。

[主な整備箇所]

<直轄事業> 長良川、揖斐川、木曾川、土岐川他の河川改修
新丸山ダムの整備、長良川遊水地 他

<県事業> 長良川、境川、鳥羽川、杭瀬川、泥川、大谷川、水門川、可児川、久々利川、土岐川、宮川、苔川、江名子川、津保川他の河川改修、内ヶ谷ダムの整備 他

○総合的な治水対策の推進(ソフト対策) [県・民間]

- ・洪水浸水想定区域図や水害危険情報図を公活用した洪水ハザードマップや要配慮者利用施設の避難確保計画の作成を促進する。
- ・引き続き、危機管理型水位計や河川監視カメラ等の河川情報を分かりやすく配信し、平時からリスクに備える取組みを進める。
- ・市町村長が避難勧告等を適切に発令できるよう、降雨時に、氾濫が想定される範囲毎に設定されている避難勧告の目安となる水位の状況等を、県土木事務所長から市町村長へきめ細かく情報提供する。
- ・自治会等の代表者を加えた重要水防箇所の合同巡視等を実施する。
- ・平成 29 年の水防法改正により要配慮者利用施設に義務付けられた避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を支援する。
- ・水辺の活用を進め、県民の水辺への意識を高めるミズベリングを進めることで水害・防災への意識を深め、地域の安全・安心の向上を図る。

○住民への災害リスクの周知 [県・市町村]

- ・想定最大規模の洪水浸水想定区域図及び水害危険情報図等に基づいたハザードマップの改定・公表を促進し、住民の防災意識を向上させる。

○総合的な土砂災害対策の推進（ハード対策） [国・県]

- ・これまで進めてきた避難所・要配慮者利用施設を保全する施設整備に加え、集落や、災害時にその機能が麻痺しないよう防災拠点（行政庁舎）を保全する施設整備についても重点的に実施する。

[主な事業箇所]

<直轄事業>

(砂防事業) 越美山系砂防（揖斐川及び根尾川の上流域）、
多治見砂防（庄内川及び木曾川流域の一部）、神通川水系砂防

<県事業>

(砂防事業) 日野東谷（岐阜市）、福崎谷（中津川市）、芦ヶ洞（飛騨市） 他
(急傾斜地崩壊対策事業)
檜（揖斐川町）、大中小学校（郡上市）、上小林（東白川村） 他

○総合的な土砂災害対策の推進（ソフト対策） [県・市町村]

- ・土地利用状況の変化等による土砂災害警戒区域の不断の見直しを進めるとともに、指定した区域については、ホームページでの公開や現地に表示看板を設置するなどして周知する。また、降雨時の危険度については、新たにリリースした「ぎふ土砂災害警戒情報ポータル」により、県民に分かりやすい情報の発信に努める。
- ・平成 29 年の土砂災害防止法改正により要配慮者利用施設に義務付けられた避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を支援する。
- ・全ての市町村において土砂災害に関する避難訓練がより多くの住民参加のもと実施できるよう、継続的に支援する。

○要配慮者利用施設の避難確保計画の作成 [県・市町村・民間]

- ・平成 29 年水防法及び土砂災害防止法の改正により要配慮者利用施設に義務付けられた避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を支援する。

○県民協働による河川内の樹木伐採の推進 [県・民間]

- ・洪水等の災害防止のため、県管理河川の堤防除草や河川巡視等に取り組むボランティア団体「ぎふ・リバー・サポーター」との連携を深め、河川内樹木・竹林の監視や伐採を行い、河川維持管理の効率化を図る。

（治山施設の整備・機能強化）

○治山施設の整備 [県]

- ・県内には、崩壊や土砂流出等の危険が高いとされる集落が多数存在し、未だ治山事業による整備に着手していない箇所が数多くあることから、地域森林計画に基づき、治山ダム、床固工、護岸工や山腹工等による総合的な治山対策を実施する。

[主な整備箇所] 山縣市円原字木戸場地区 他

○流木捕捉式治山ダム等の整備 [県]

- ・豪雨による災害では、立木の大径化による被害の拡大がみられる。このため、流木災害の危険性がある溪流に流木捕捉式治山ダム等の対策を実施する。

[主な整備箇所] 養老町勢至行平地区 他

○既存治山施設の機能強化対策 [県]

- ・豪雨による災害では、土石流や流木による被害の拡大がみられる。このため、治山ダムの袖部土石流衝撃強化対策の実施や、最下流治山ダム（1基）に土砂ポケット確保等の対策を実施する。

[主な整備箇所] 下呂市小坂町大野平地区 他

○県内民有林の航空レーザ測量・微地形図の作成 [県]

- ・事前防災対策での山地災害危険箇所の把握や治山計画等への活用を目的に、県内民有林において、航空レーザ測量及び地形解析を進める。

[主な整備箇所] 郡上地域、東濃地域

（火山災害対策の推進）

○火山防災対策の総合的な推進 [国・県・市町村・民間]

- ・「御嶽山噴火を踏まえた火山防災対策」に基づき、火山防災対策の充実強化を図る。
- ・市町村が実施する退避壕等火山防災対策に資する施設整備等へ助成する。加えて、火山周辺地域の住民や児童・生徒に対する研修・教育や県職員の大学派遣による人材育成を推進する。
- ・山岳警備隊等の機能強化に向けて火山ガス検知器等の資材を整備する。
- ・登山者の火山防災意識及び自らの安全確保行動の向上のため、携帯版火山防災マップを活用した啓発を実施する。

（亜炭鉱廃坑対策の推進）

○亜炭鉱廃坑対策のための調査研究等の実施 [国・県・市町・民間]

- ・南海トラフ地震に備えた亜炭鉱跡対策事業により、亜炭鉱跡防災対策における防災工事を実施する。

- ・南海トラフ地震に備えた亜炭鉱跡対策事業の成果・課題等の整理、効率的な工法・調査手法の検討、亜炭鉱廃坑対象地域の空洞状況調査等を実施する。

（地盤沈下対策の推進）

○水準測量及び地下水位観測の実施 [国・県・市町]

- ・岐阜及び西濃地域における地盤沈下の状況を把握するため、水準測量及び地下水位観測を実施する。

（３） 農林水産 ～災害に強い農地・森林づくり～

（農業用排水機場の整備）

○農業用排水機場の更新整備と耐震対策の推進 [国・県・市町村]

- ・老朽化した農業用排水機場を更新整備するとともに、長期的な施設機能確保に向けた機能診断、機能保全計画を策定する。
- ・農業用排水機場の適正な維持管理による長寿命化を図るため、施設の管理者である市町村等に対し、施設の点検や専門的指導等に係る経費を助成する。

[主な整備地区] 逆川2期、鶉森三郷、鶉森 等 7地区

（農業用ため池の防災対策の推進）

○農業用ため池の耐震対策の推進 [国・県・市町村]

- ・地震や洪水等で決壊した場合に農地や民家に被害を及ぼす恐れのある農業ため池を改修する。特に、耐震対策を前倒して実施し、災害を未然に防止する。

[主な整備地区] 深山新池、打杭 等 41地区

（農地・農業用水利施設等の適切な保全管理）

○農地等の地域資源を守る共同活動等の推進 [国・県・市町村・民間]

- ・農村集落において、農業農村の持つ多面的機能の維持・発揮のために必要な、水路の草刈りや水路の泥上げ、水路の軽微な補修等や水田の貯留機能向上を図る地域住民による共同活動及び継続的な営農活動を実施する集落等を支援する。

○鳥獣害の防護と捕獲の一体的推進 [国・県・市町村・民間]

- ・総合的な被害対策未実施集落の集中的解消や鳥獣被害の増加が著しい地域に対する重点支援を行うことにより、県内における鳥獣被害の軽減を図るとともに、捕獲個体の処理加工施設の整備や「ぎふジビエ」としての利活用推進等を支援する。

○農業用排水路の機能保全対策の推進 [国・県・市町村・民間]

- ・農業用排水路の長期的な施設機能確保に向けた機能診断、機能保全計画の策定を進めるとともに、更新整備や補修等の保全対策等を実施する。
- ・施設管理者の技術力向上や施設監視体制を強化するため、研修会等を開催し、農業用水路の適正な維持管理による長寿命化を図る。

[主な整備地区] 桑原二期、揖斐川以東第三期 等 14 地区

○災害時における農業用ハウスの被害防止の推進 [国・県・市町村]

- ・事業継続計画の策定や、農業用ハウスの補強等の実施を支援する。

(都市農村交流の推進)

○都市農村交流の推進 [県・民間]

- ・都市農村交流の推進を図るため、「『ぎふの田舎へいこう！』推進協議会」による地域間連携やグリーン・ツーリズム実践者の受入れ体制の強化、関係機関との連携など、民間ならではの新たな取り組みがより一層行われるよう支援するとともに、関係人口の増加を図るため農村地域でのワーケーションを推進する。

(農業集落排水施設の機能保全)

○農業集落排水施設の機能保全対策の推進 [国・県・市町村]

- ・長期的な汚水処理機能の確保のため、農業集落排水施設の施設管理者である市町村等に対し、機能診断や施設の機能保全対策に係る経費を助成する。

[主な実施地区] 本巣市弾正西地区 他 3 地区 (調査及び計画策定)

(農林道の整備)

○基幹的農道の整備と農道橋の耐震対策の推進 [国・県・市町村]

- ・避難路や代替輸送路機能を確保するため、基幹的農道の整備や農道橋の耐震対策等を推進する。

[主な整備地区] 飛騨東部 2 期、郡上南部、下呂中央 3 期、高鷲北部 等 11 地区

○林道整備の推進 [国・県・市町村]

- ・地域森林計画の「林道の開設及び拡張に関する計画」に掲載されている林道の橋梁等林道施設の保全整備、及び林道の開設や改良、舗装事業を推進する。

[主な整備箇所] 林道施設の保全整備 水鳥～横蔵線 等 8 箇所

林道の開設等 春日・久瀬線 等 12 箇所

(災害に強い森林づくり)

○水源林、溪畔林、奥山林等の間伐等の支援 [県・民間]

- ・既存の林業経営では採算の合わない飲用水や農業用水等の水源地域や渓流域、急傾斜地等の森林の整備・保全を推進するため、間伐等を支援し、環境を重視した森林づくりを推進する。

[主な整備箇所] 県内一円 2,600ha/年

○CLT等の新たな部材・工法の開発・普及などによる県産材の需要拡大 [県・民間]

- ・CLT(直行集成板)をはじめとして新たな部材及び工法の開発・普及を進めるなど県産材の需要拡大を図り、森林資源の循環利用を進めることで、適切な森林整備を促進する。

○森林経営管理制度の活用促進 [県・市町村]

- ・制度の円滑な運用を図るため市町村職員研修の充実、市町村行政をサポートする岐阜県地域森林監理士の養成と活用支援、早期に間伐が必要な森林の箇所データの提供、市町村の相談窓口となる市町村森林管理支援センター(仮称)の設置、弁護士など専門家による相談会、地域森林監理士の派遣により市町村を支援する。

(4) 都市・住宅/土地利用 ～災害に強いまちづくり～

(住宅・建築物の耐震化・防火対策の促進)

○木造住宅の耐震化等の推進 [国・県・市町村・民間]

- ・住宅の耐震化を推進するため、耐震啓発ローラー作戦、リフォーム事業者に対する講習会、小中高生向けの耐震改修講座等により、様々な階層に対する普及啓発を実施する。
- ・市町村の実施する無料相談会等の啓発事業等に、木造住宅耐震相談士を派遣し、技術的なサポートを実施する。
- ・木造住宅の耐震化に係る経費を助成する。
- ・木造住宅の耐震化等、住宅・建築物の安全性の確保を図るため、住宅・建築物安全ストック形成事業、狭あい道路整備等促進事業等を推進する。

○多数の者が利用する建築物等の耐震化等の推進 [国・県・市町村・民間]

- ・多数の者に危害の及ぶ恐れのある建築物や、災害時に重要な拠点施設となる建築物等の耐震性の向上を図るため、耐震診断、補強設計や耐震改修(天井改修を含む)を支援する。
- ・耐震診断結果の報告が義務付けられた大規模建築物等について、耐震化に係る経費を助成する。
- ・多数の者が利用する建築物等の耐震化等、住宅・建築物の安全性の確保を図るため、住宅・建築物

安全ストック形成事業、狭あい道路整備等促進事業等を推進する。

○危険なブロック塀等対策の推進 [国・県・市町村・民間]

- ・老朽化等により倒壊する危険性があるブロック塀の除却等を実施する所有者に対し、市町村が経費を助成する場合に、その一部を支援する。
- ・危険なブロック塀対策を推進するため、住宅・建築物安全ストック形成事業等を推進する。

○私立幼稚園及び小中高等学校耐震化の推進 [国・県・民間]

- ・私立幼稚園及び学校施設の耐震化を支援するため、文部科学省の補助制度に併せて県単独の補助金を交付する。

○感震ブレーカーの普及に向けた取組みの推進 [県・市町村]

- ・感震ブレーカーに関するパネル、チラシを作成し、防災関係のイベント等において、県民に対する普及啓発を実施する。

(空き家対策の推進)

○空き家等対策の推進 [国・県・市町村・民間]

- ・官民連携による空家等対策協議会の運営、空き家等の所有者に対する適正管理のための啓発、相談窓口の設置及び市町村が行う空き家等の利活用や除却に関する事業の実施に係る支援等、総合的な対策を実施する。

(大規模盛土造成地対策の実施)

○大規模盛土造成地対策の実施 [県・市町村]

- ・土砂災害による宅地被害の低減を図るため、宅地耐震化推進事業を推進し、一定の規模要件等を満たす大規模盛土造成地の位置及び規模に関する情報提供を引き続き実施する。また、大規模盛土造成地における変動予測調査等の実施に向けて、市町村等との調整を進める。

(帰宅困難者対策の推進)

○帰宅困難者対策の推進 [県・市町村・民間]

- ・一斉帰宅を抑制するための企業向けリーフレットによる啓発を行う。
- ・徒歩帰宅者を支援するため、コンビニエンスストアやガソリンスタンドなどの事業者との協定に基づき、水道水、トイレ、道路情報などの提供を行う「支援ステーション」の確保を行う。
- ・県、警察、消防、関係自治体、交通事業者、経済団体などからなる対策協議会設置に向け調整を図る。

（被災住宅への支援）

○速やかな被災者の生活再建支援 [県・市町村]

- ・災害発生時に、被害の状況に応じて被災者生活再建支援法や県の被災者生活・住宅再建支援制度を速やかに適用し、被災者の生活再建を支援する。

（避難所の防災機能・生活環境の向上）

○良好な避難所環境の確保 [県・市町村]

- ・暑さ・寒さ対策やプライバシー配慮対策をはじめ乳幼児のいる世帯や女性・障がい者・高齢者等に配慮した環境整備が進むよう、県のガイドラインに必要な対策を明記し市町村に働きかける。
- ・避難所が備蓄・保有する非常用発電機の数量、規格、燃料補給体制などについて総点検を行う。
- ・避難所における停電対策やプライバシー確保、新型コロナウイルス感染症対策が進むよう市町村を支援する。
- ・災害発生時に、協定に基づき可動式空調機器や非常用発電機などの資機材や専門技術者を機動的に確保する。

（応急住宅の円滑かつ迅速な供給）

○応急住宅の供給の推進 [県・市町村]

- ・建設型応急住宅については、市町村と連携し必要戸数分の建設可能用地を確保するとともに、協定締結団体からの報告より、供給能力等の把握をする。また、試験的に建設した木造応急仮設住宅について、施工上の課題や居住性等を検証し、災害時の迅速な建設体制を整備する。
- ・賃貸型応急住宅については、円滑に提供できるよう、マニュアルに基づき市町村や協定締結団体への制度の周知と実施体制の強化を図る。

（水資源の有効活用）

○水資源の総合的な適正管理の推進 [国・県]

- ・地下水に関して大きな問題はないことから、健全な水循環が維持されていると判断できるが、将来においてもこの状況を維持するため、水循環に関する調査検討を行う。

○渇水対策の推進 [国・県]

- ・渇水に対して非常に脆弱な可茂・東濃地域の抜本的な渇水対策になるとともに、異常渇水時に木曽川等の流量を増やし、魚類等の生息環境を保全するため、木曽川水系連絡導水路や新丸山ダム建設事業を促進する。

[主な整備箇所] 木曽川水系連絡導水路、新丸山ダム

○ダム群連携の推進 [国・県]

- ・ダムに貯められた水の有効活用として、木曾川流域の既存ダムと木曾川水系連絡導水路を利用した水系総合運用に向け事業を促進する。

[主な整備箇所] 木曾川水系連絡導水路

(市街地整備の促進)

○都市機能の集約化を図る市街地整備の推進 [国・県・市町・民間]

- ・都市の防災機能の向上を図るため、市町と連携して市街地再開発事業等密集市街地の面的整備を促進する。

(立地適正化計画の策定促進)

○立地適正化計画の策定促進 [県・市町]

- ・コンパクト＋ネットワークの実現のため、市町の立地適正化計画の策定にあたっての助言・指導を行う。
- ・立地適正化計画の策定にあたっては、防災対策・安全確保策を定める「防災指針」の作成について助言・指導を行う。

(地籍調査の促進)

○地籍調査の推進 [国・県・市町村・民間]

- ・災害復旧の迅速化や境界トラブルを未然に防ぐため、一筆ごとの土地の所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量する地籍調査を計画的に実施する。

[事業主体] 30 市町村

(文化財の保護対策の推進)

○文化財保護対策の推進 [県・市町村・民間]

- ・市町村や文化財所有者等が実施する国及び県指定文化財に対する保護・保存、防災対策への支援を行うとともに、大規模災害による文化財のき損や消失という万が一の危機に備え、県内文化財を画像や映像等のデジタルアーカイブとして記録する。

(環境保全の推進)

○水源林、溪畔林、奥山林等の間伐等の支援 [県・民間] <再掲>

- ・既存の林業経営では採算の合わない飲用水や農業用水等の水源地域や渓流域、急傾斜地等の森林の整備・保全を推進するため、間伐等を支援し、環境を重視した森林づくりを推進する。

[主な整備箇所] 県内一円 2,600ha/年

○自然公園の整備 [県・市町村]

- ・自然公園の施設整備のほか、災害や老朽化で破損した施設の再整備を行う。

(5) 保健医療・福祉 ～医療救護体制確保及び要配慮者への支援～

(災害医療体制の充実)

○災害医療関係機関の体制及び連携の強化 [国・県・市町村・民間]

- ・災害派遣医療チーム（DMAT）や医療救護班、医師会、保健所、消防本部等、災害医療関係機関の体制及び連携強化のため、研修会、訓練、連絡会議等を引き続き開催する。
 - ・災害派遣精神医療チーム（DPAT）隊員が、災害時等に現地で使用する医療器具や活動に必要な資機材等を整備する。
- また、派遣可能な隊員の増員に向け、研修会等を通じた人材育成の取組みを強化する。

○重度障がい児者に対する災害時等支援ネットワークの構築 [県・市町村・民間]

- ・日常的に電源を要する人工呼吸器等の医療機器を使用する重度障がい児者の震災等による長期停電への備えとして、関係機関による電源や医療資材供給等の協力・支援体制を構築する。

○災害医療コーディネート体制の強化 [国・県・市町村・民間]

- ・発災直後の医療救護班の派遣調整、避難生活者への巡回診療など、災害フェーズにより変化していく医療ニーズに円滑に対応するため、災害医療コーディネーターの連絡会議や研修会を開催する。

○航空搬送拠点臨時医療施設の体制強化 [国・県・市町村・民間]

- ・航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）の運用に関わる関係機関が連携して活動できるよう、引き続き運用訓練を実施する。

(災害拠点病院等の耐震化の促進)

○災害拠点病院等の耐震化の推進 [県・民間]

- ・災害拠点病院等が行う施設の耐震化・耐震診断に係る経費を助成する。

[対象] 木沢記念病院（災害拠点病院）

西美濃厚生病院（第二次救急医療施設）

○医療施設の防火体制の強化 [県・民間]

- ・医療施設における防火体制を強化するため、スプリンクラー設備の整備を促進する。

○社会福祉施設等の耐震化等の推進 [県・民間]

- ・地震発生時や火災発生時に、自力で避難することが困難な方が多く入所される社会福祉施設等の耐震化、スプリンクラー設備等の整備、ブロック塀等の改修を推進する。

(医療施設等におけるエネルギー確保)

○医療施設等におけるエネルギー確保の推進 [県・民間]

- ・社会福祉施設等における非常用自家発電設備、食料、飲料水、その他生活必需品の備蓄の整備を推進する。

(救急医療提供体制の強化)

○岐阜県ドクターヘリの運航体制の強化 [県]

- ・県内のあらゆる地域に救急医療を提供できるようにするため、岐阜県ドクターヘリの運航を継続する。

○富山県ドクターヘリの共同運航の実施 [県]

- ・富山県ドクターヘリの共同運航を継続し、飛騨地域（高山市、飛騨市、白川村）の重篤救急患者に対する救急医療提供体制を維持するとともに、岐阜県、富山県合同の症例検討会を実施し、救急医療体制の強化を図る。

(避難所環境の充実)

○良好な避難所環境の確保 [県・市町村] <再掲>

- ・暑さ・寒さ対策やプライバシー配慮対策をはじめ乳幼児のいる世帯や女性・障がい者・高齢者等に配慮した環境整備が進むよう、県のガイドラインに必要な対策を明記し市町村に働きかける。
- ・避難所が備蓄・保有する非常用発電機の数量、規格、燃料補給体制などについて総点検を行う。
- ・避難所における停電対策やプライバシー確保、新型コロナウイルス感染症対策が進むよう市町村を支援する。
- ・災害発生時に、協定に基づき可動式空調機器や非常用発電機などの資機材や専門技術者を機動的に確保する。

(福祉避難所の運営体制確保)

○福祉避難所の充実強化 [県・市町村・民間]

- ・福祉避難所実態調査・個別ヒアリングにより、現状・課題を把握するとともに、各種会議や市町村向け担当者研修会等での周知・啓発、市町村の福祉避難所開設・運営訓練と岐阜DCAT実地訓練の共同実施などを通じ、福祉避難所の充実強化に向けた取組みの促進を市町村へ働きかける。

（災害時健康管理体制の整備）

○災害時の保健活動体制整備の推進 [県・市町村]

- ・災害時の保健活動を迅速かつ効果的に展開するため、発災時に備えて平常時に準備しておくべきことについて研修・訓練を実施する。また、関係部署、関係機関・団体と連携した災害時の保健活動体制の構築に向け、市町村へ働きかける。

（医療・介護人材の育成）

○山岳医療救護体制の強化 [県・民間]

- ・日本医師会災害医療チーム（JMA T）等が、火山災害時等に適切な医療を提供できるよう、山岳医療に係る関係機関の連携体制の構築、研修・訓練の実施等に係る経費を助成する。

○医療人材確保の推進 [国・県・市町村・民間]

- ・「岐阜県医学生修学資金貸付制度」や「岐阜県医師育成・確保コンソーシアム」等による医師確保策に加え、医療勤務環境改善センターやナースセンター等の取組みによる看護職員等の育成や確保を推進する。

○介護人材確保の推進 [国・県・市町村・民間]

- ・岐阜県介護人材育成事業者認定制度を推進し、人材育成や職場環境改善に取り組む事業者への支援を中心として、介護人材の育成、確保を図る。

○障がい児者に対する専門的支援の技術を有する人材の確保、養成 [国・県]

- ・障がい児者に対するサービス等の質の向上につなげるとともに、人員配置要件を満たした適正で安定した事業所運営の推進を図るため、障がい児者に対する専門的支援の技術を有する人材養成研修を実施する。

（社会福祉施設等への支援）

○災害派遣福祉チーム（DCAT）派遣体制の強化 [県・市町村・民間]

- ・県内の福祉関係団体のネットワーク化を図り、災害時に人材派遣や広域的な支援を行う災害派遣福祉チーム（DCAT）の研修や訓練を実施する。

(6) 産業 ～サプライチェーンの確保・風評被害防止対策～

(BCP等の策定支援)

○実効性の高いBCPの普及強化 [県・民間]

- ・BCPの普及啓発及び策定支援セミナーを開催し、県内企業のBCPの策定を支援するとともに、策定済み企業を対象とするブラッシュアップ訓練の普及拡大等により、企業内へのBCPの定着を促進する。
- ・県内中小企業等による「事業継続力強化計画」の策定を支援するため、商工会・商工会議所、県商工会連合会が実施する計画策定に向けたセミナーやワークショップの開催、専門家派遣等に要する経費を助成する。

(建設業BCMの普及・策定支援)

○岐阜県建設業広域BCM認定制度の普及・促進 [県]

- ・県と災害応援協定を締結する建設業関連団体が取り組む建設業広域BCM(事業継続マネジメント)を県が認定する制度について、普及・促進をする。

(本社機能の誘致・企業立地の促進)

○本社機能移転促進支援 [県・市町村]

- ・東京圏をはじめとする県外から本社機能の移転を促進し誘致活動を強化する。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大を契機に、感染リスクの高い都市部の企業に対して、本社機能移転につながるサテライトオフィス誘致活動を実施する。
- ・県外企業が本社機能を県内へ移転した際、本社設置に係る事業所の賃借料及び初期投下固定資産取得費を助成する。
- ・東京23区内の企業が県内へ移転した際、本社設置にかかる事業所移転費、従業員転居費、機器リース料などの経費に対して上乗せ助成する。
- ・大都市圏に本社を有する企業や地域振興を行う県外企業の新たなサテライトオフィス開設を支援する。

○企業集積に向けた立地支援 [県・市町村]

- ・企業誘致戦略の実現に向けた積極的な取組みを推進するとともに、より一層の事業拡大促進のため県内に進出が決定した企業の事業所設置に係る初期投下固定資産取得費等を助成する。

(観光地等の風評被害防止対策の推進)

○災害発生時における観光への風評被害の防止 [県・市町村・民間]

- ・災害発生時、観光への影響が懸念される場合において、国内外に正確な情報を発信するとともに、タイミングを見極めたプロモーション等を実施する。

(7) ライフライン・情報通信 ～生活基盤の維持～

(総合的な大規模停電対策の推進)

○倒木によるライフライン被害軽減対策の推進 [県・市町村・民間]

- ・強風など自然災害による倒木に起因する大規模停電の防止や、水道、通信等ライフライン被害軽減のため、倒木の恐れがある立木の伐採を支援する。

○危険木除去による生活環境保全対策の推進 [県・市町村・民間]

- ・生活環境等を保全するため、人家裏等で倒木の危険性の高い樹木や不用木等を伐採する。

○県管理道沿いの樹木伐採による通行安全対策の推進 [県・市町村・民間] <再掲>

- ・台風や降雪等による緊急輸送道路や孤立の恐れがある集落へ通じる道路の通行止めを未然に防ぐため、県管理道路沿いの民有地樹木を伐採する。

○医療施設等重要施設への電力供給体制の整備 [県・市町村・民間]

- ・電気事業者と協定を締結し、保有する電源車の確保や長期停電時に優先配備すべき施設の共有を図り、代替的な電源が確保できる体制を整備する。
- ・長期停電時に優先配備すべき施設に配備するため、自動車メーカー・販売店と協定締結し、電気自動車等を確保する。
- ・長期停電に備え、非常用発電機への燃料を優先的に供給する体制を整備し、優先的に電源車や電気自動車等を配備できるよう、あらかじめ医療施設等の重要施設等をリスト化し、訓練等を通じ連携の強化を図る。

○早期復旧体制の整備 [県・民間]

- ・迅速な復旧につなげるため、電気事業者・通信事業者・ガス事業者等で構成される「ライフライン防災ネットワーク会議」を開催し、平時からの連携強化を図る。
- ・ライフラインの早期復旧に向け、あらかじめライフライン復旧の活動拠点の候補地を確保する。

○県民への情報発信の充実 [県・市町村・民間]

- ・停電時の携帯電話の充電可能な施設などの情報をホームページで提供するとともに、SNSなども活用し、情報発信手段の多様化を図る。

(上下水道施設の耐震・老朽化対策の推進)

○県営水道の大規模地震対策の推進 [県]

- ・耐震化、老朽化対策として既設管路を複線化し貯留機能及び応急給水拠点機能を付加した大容量送水管を整備するとともに、地域間相互のバックアップ機能強化を実施する。

○下水道の耐震・老朽化対策の推進 [県・市町村]

- ・「下水道総合地震対策計画」、「下水道ストックマネジメント計画」に基づき、下水道施設の耐震化・老朽化対策を推進する。

○水道施設の耐震化の推進 [国・県・市町村]

- ・各市町村が各自のアセットマネジメントに基づき水道施設の耐震化を図り、安定した給水を行い維持管理が計画的に進められるよう、引き続き市町村水道事業者へ助言指導及び計画策定に向けた講習会並びに耐震化推進研修会を開催するとともに、水道管路の耐震化整備に係る経費を助成する。

(下水道における業務継続体制の整備)

○下水道業務継続計画の見直し [県・市町村]

- ・大規模地震発生後に必要な業務を的確に行うため、下水道業務継続計画を策定しているが、改定されたマニュアルに基づき、ブラッシュアップを促進する。

(合併浄化槽への転換促進)

○合併処理浄化槽への転換支援の推進 [国・県・市町村・民間]

- ・市町村が行う浄化槽設置整備事業及び浄化槽市町村整備推進事業に対する補助金の交付により、合併処理浄化槽の設置を推進し、汚水処理施設の早期整備を図る。特に、単独処理浄化槽については、撤去や宅内配管工事に係る経費も助成対象とし、合併処理浄化槽への転換を促進する。

(分散型電源としての再生可能エネルギーの活用)

○農業水利施設を活用した小水力発電施設の整備 [国・県・市町村]

- ・災害時の電力を確保するため、農業水利施設を活用した小水力発電施設を整備する。

[主な実施地区] 川西北部用水 等 概略計画2地区

○木質バイオマス利用施設の整備 [県・市町村・民間]

- ・災害時に避難所となる公共施設等に、熱電併給施設や暖房給湯用の木質資源利用ストーブ、ボイラーの整備に係る経費を助成する。

(道路啓開の迅速な実施)

○道路啓開訓練の実施 [国・県・市町村・民間] <再掲>

- ・発災時に道路啓開計画に基づく対応が確実かつ迅速に実施できるよう、関係機関と連携した訓練を実施する。

(無電柱化の推進)

○無電柱化の推進 [国・県・市町村] <再掲>

- ・大規模災害の発生に備え、電柱等の倒壊から緊急輸送道路や避難路を確保するため、市街地等の幹線道路など必要性及び整備効果が高い箇所において、無電柱化を計画的に推進する。

[主な整備箇所]

- <県事業> (一) 岩井高山停車場線 (高山市)
- (一) 古川国府線 (飛騨市)

(電気事業者の災害対応力強化)

○電力供給ネットワークの災害対応力強化 [民間]

- ・国が実施した電気設備の自然災害に対する耐性評価の結果等に基づき、必要に応じ発電所・送配電線網や電力システムの災害対応力強化に関する対策を実施する。
- ・他電気事業者からの応援要員を含めた人員確保、ドローンを活用した迅速な被災状況の把握など、早期復旧のための体制を強化する。

(ガス事業者の災害対応力強化)

○ガス事業者による防災対策の推進 [民間]

- ・国や自治体の大規模地震想定に基づき、設備の耐震性を再評価し、必要に応じて対策を実施する。また、ガス導管の耐震化を計画的に推進する。

(情報通信事業者の災害対応力強化)

○早期通信手段確保対策の推進 [民間]

- ・災害時の早期通信手段確保のため、無料で使用できる特設公衆電話の避難施設等への設置について、自治体の要望を踏まえ推進する。

(8) 行政機能 ～公助の強化～

【行政】

(災害初動対応力の強化)

○防災連携トップフォーラムの実施 [県・市町村]

- ・危機管理意識の醸成・災害対応力の強化を図るため、市町村長を対象に近年の台風災害等の教訓を題材とした講演会や意見交換会等を実施する。

○豪雨災害対応防災訓練の実施 [県・市町村・民間]

- ・風水害タイムラインに従い、全市町村参加の情報伝達訓練を実施する。また、ダム of 異常洪水時防災操作に備えダム管理者、下流市町を含めた関係機関、住民参加による訓練を実施する。

○災害時における市町村支援体制の強化 [県]

- ・災害時に県から市町村へ派遣する「情報連絡員」のスキルアップを図るため、平時から研修会や訓練を実施するとともに、必要な資機材を整備する。
- ・「災害マネジメント支援職員」及び市町村が行う避難所運営や支援物資搬入などの支援を行う「緊急支援隊」の能力向上を図るため、総合防災訓練において市町村と連携した訓練を実施する。
- ・災害対応に従事する県職員の対応力を高めるため、ドローンや情報連絡員用タブレットなど資機材の活用方法の確認を含め、訓練又は研修を実施し、対応手順の習熟を図る。

(防災拠点機能の強化)

○広域防災拠点の体制強化 [県・市町村]

- ・県広域防災拠点の物資輸送機能や活動拠点機能の強化のため、拠点の追加指定や必要な資機材の整備を図る。
- ・災害発生時における円滑な拠点運営が図られるよう、市町村と連携した実動訓練を実施する。

○市町村における受援体制の強化 [県・市町村]

- ・「ラストマイル」の課題解消に向け、被災者に支援物資を迅速かつ円滑に届けられるよう市町村における物資の受援計画策定を支援する。

○災害対策の中核拠点となる県庁舎の再整備 [県]

- ・災害対策の中核拠点となる県庁舎の再整備に向けて、建設工事等を進める。

○浸水が想定される総合庁舎の受変電設備等の防災能力向上 [県]

- ・浸水が想定されている総合庁舎について、受変電設備、非常用発電設備、幹線系統の更新工事により浸水対策を実施する。

[対 象] 揖斐総合庁舎、可茂総合庁舎、郡上総合庁舎、下呂総合庁舎

○市町村と連携した道の駅の防災機能強化の推進 [県・市町村]

- ・市町村の地域防災計画で防災拠点等に位置付けられた道の駅について、市町村が行う防災備蓄倉庫等の整備等と連携し、県がトイレの非常用電源や貯水タンク等を整備することにより、道の駅全体の防災機能の強化を推進する。

[主な整備箇所]

道の駅「南飛驒小坂」(下呂市)

(広域連携の推進)

○災害時の広域応援・受援体制の強化 [県・市町村]

- ・「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定」に基づく、被災市町村に対する相互応援体制を確保するため、緊急支援隊のメンバー選定等を平時から行う。また、被災市町村の災害対策全般をサポートするための「災害マネジメント支援職員」の能力の向上を図り、小規模自治体が被災した場合の支援体制を強化する。
- ・「岐阜県災害時広域受援計画」において選定した県広域物資輸送拠点やその代替となりうる民間物流施設について、非常用電源設備や資機材を整備し、大規模災害時における支援物資の円滑な輸送に資する。
- ・中部9県1市において締結している「災害応援に関する協定」が、災害時において確実に機能するよう、合同図上訓練を引き続き実施する。
- ・広域物資輸送拠点において物資の輸送訓練を行い、拠点運営及びフォークリフト等の実機操作を行う職員の技術向上を図る。

○市町村域を越える広域避難の検討 [県・市町村]

- ・平成27年9月の関東・東北豪雨災害を踏まえ、県事務所ごとに設置する「広域避難調整会議」(市町村・県事務所・土木事務所等)等において、引き続き、市町村域を越える避難の必要性や体制の確保等について検討するとともに、協定の締結等により体制が確保された地域での訓練の実施等による実践的な取組みを推進する。

○富山県ドクターヘリの共同運航の実施 [県] <再掲>

- ・富山県ドクターヘリの共同運航を継続し、飛驒地域(高山市、飛驒市、白川村)の重篤救急患者に

対する救急医療提供体制を維持するとともに、岐阜県、富山県合同の症例検討会を実施し、救急医療体制を強化する。

（災害対策用資機材の確保・充実）

○各種災害への備え [県]

- ・災害時応急対策用資機材備蓄拠点を活用し、被災した土木施設等の応急復旧を効率的かつ効果的に実施するため、引き続き平時に資機材の点検及び関係機関との訓練により、災害への備えを万全にする。

（住民への情報伝達の強化と伝達手段の多様化）

○住民等への情報伝達の強化 [県・市町村]

- ・災害情報の伝達手段として気象情報や河川水位に加え、ダムの貯水位等の情報を提供する「岐阜県川の防災情報」、道路の通行規制情報・気象予警報・水位到達情報等を提供している「ぎふ川と道のアラームメール」の更なる周知を進めるとともに、引き続き中小河川に危機管理型水位計や河川監視カメラ等の河川情報を分かりやすく配信するほか、具体的な災害リスクを周知するためのハザードマップの普及促進など、より多くの方の適切な避難行動につながるよう、PRに努め利用者の増加を図る。
- ・市町村長が避難勧告等を適切に発令できるよう、降雨時に、氾濫が想定される範囲毎に設定されている避難勧告の目安となる水位の状況等を、県土木事務所長から市町村長へきめ細かく情報提供する。
- ・県職員による市町村防災アドバイザーチームの派遣等により、市町村における避難勧告等の適切な発令、避難所の安全性の確保等、平成30年7月豪雨等を踏まえた対策を徹底する。
- ・市町村の実情に応じた、災害時における行動を示すタイムラインの策定を推進する。
- ・避難勧告等の住民への情報提供手段の更なる多様化、分かりやすい情報伝達文への改良に取り組む。
- ・県・市町村職員への防災気象情報の配信や県職員の安否確認・参集メールの機能を有する「モバイルネットワークシステム」の再構築を行う。
- ・地震発生時に県内の震度情報を気象庁を通じて県民へ伝達するための「震度情報ネットワークシステム」について、通信回線を新世代通信網へ切り替えるとともに、老朽化した県内の震度計を更新する。
- ・平時における聴覚障がい者への意思疎通支援のため、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者通訳・介助者を養成してきたが、これらの人材が災害時においても対応できるよう、全市町村での意思疎通支援事業の実施や現任者のスキルアップ研修を実施するなど従事者の資質向上を促進する。

(防災情報システム及び行政情報通信基盤の耐災害性強化)

○岐阜県防災情報通信システムの維持管理 [県・市町村]

- ・地上系・衛星系・移動系の三層一体整備が完了した防災情報通信システムについて、災害時においても確実に運用できるよう適正に維持管理を行う。

○岐阜情報スーパーハイウェイの耐災害性強化 [県]

- ・幹線網のループ化や、アクセスポイント及び中継局の耐火性・耐震性の確保等、引き続き耐災害性の強化を図る。

(業務継続体制の整備)

○業務継続体制の整備 [県・市町村]

- ・「岐阜県業務継続計画」に基づき、災害時に備え非常時優先業務を選定し、職員の緊急時の連絡先を把握して安否・参集状況の確認体制を維持する。
- ・市町村担当者向けに業務継続計画の策定や罹災証明発行業務等に関する研修を行い、市町村の取り組みを支援する。

○情報システム部門の業務継続体制の確保 [県]

- ・情報システム部門の業務継続計画の実効性を高めていくため、継続的に周知・訓練を行うとともに常に最新の状況を反映した計画となるよう点検を実施する。
- ・高可用性を求める情報システムについて、外部データセンターやクラウドサービスの利用を図る。

(非常用物資の備蓄促進)

○非常用物資の備蓄促進 [県・市町村]

- ・防災意識の普及・啓発を通して、各家庭における非常用物資の自主的な備蓄を促進する。

○災害に備えた玄米の備蓄・供給体制の整備 [県・民間]

- ・非常時の食料確保のため、「災害に対応する玄米の備蓄・供給に関する協定」に基づき、J A全農岐阜に対し備蓄米管理に係る経費を助成する。

【警察・消防】

(警察災害派遣隊の体制強化)

○災害派遣部隊の充実強化 [県]

- ・災害発生時における機動隊等部隊派遣については、大型車両による隊員の輸送が伴うことから、同

大型車両の運転に必要となる運転免許を計画的に取得させ、非常時における即応体制の強化を図る。

- ・災害発生時に備え関係機関と連携した実動訓練を反復実施し、部隊の対処能力の向上を図る。
- ・捜索救助活動に伴う体制を確保するため、警察航空隊において必要な要員に操縦等技術訓練を実施して資格を取得させ、計画的に操縦士等を育成する。
- ・複数の箇所で災害が発生した際、被災状況を早期に把握するため、小型無人機の増強及びこれに伴う小型無人機オペレーターの養成を計画的に行い、非常時における即応体制の強化を図る。
- ・災害等発生時に早急な救出救助活動を行うため、油圧ショベルの整備及び操縦に必要な資格の計画的な取得を推進する。

(災害対応力強化のための資機材整備)

○総合通信指令システムの整備 [県]

- ・災害発生時の対応力強化のため、緊急車両情報通信システム、メール110番システム、映像モニター式非常通報装置等と連携する包括的な総合通信指令システムを更新整備する。

○災害対策装備資機材の整備 [県]

- ・災害警備活動に必要な警察車両及び装備資機材を整備する。

○警察職員用非常食の整備 [県]

- ・災害警備活動に従事する警察職員等用非常食を整備する。

○消防団員が使用する救助用資機材の整備 [国、県、市町村]

- ・国の補助制度を活用し、消防団員が使用する救助用資機材の整備を促進するとともに、資機材使用方法の習熟を図るため、消防学校においてチェーンソー及びエンジンカッターの取扱いに係る教育訓練を実施する。

(ヘリコプター広域応援体制の整備)

○応援警察ヘリコプターの受入れ体制の整備 [県]

- ・大規模災害発生時における他都道府県警察ヘリコプターの受入れに備え、航空自衛隊岐阜基地や他県警察航空隊と連携した訓練を実施する。

(警察庁舎等の整備・耐災害性強化)

○多治見警察署の改築整備 [県]

- ・県内の警察署の中で最も古く、老朽化・狭隘化が著しい多治見警察署について、「基幹的な防災拠点」として必要な機能を備えた警察署とするため、改築整備を実施する。

○非常用発電設備の増強及び浸水対策 [県]

- ・災害発生時においても業務継続を図るため、警察施設における非常用発電設備の増強及び浸水対策等、耐災害性を更に強化する。

(バックアップ体制の整備)

○代替施設の確保 [県]

- ・災害発生時に警察本部及び警察署における災害警備本部が機能しない場合に備え、代替施設の確保に向けた自治体等との調整を推進する。

(交通信号機等の耐災害性の強化)

○信号機電源付加装置の整備 [県]

- ・災害発生による停電時において、道路交通の混乱を防止するため、主要幹線道路（直轄国道、一般国道、主要地方道）及び緊急交通路予定路線等に設置した信号機に対して即時に電源を供給することが可能な信号機電源付加装置を整備する。

○可搬式発動発電機接続対応信号機の整備 [県]

- ・停電時の対策として、交差点に設置された全ての信号機（単路に設置された信号機は除く）を、計画的に可搬式発動発電機の接続が可能なものへ整備する。

○老朽コンクリート製信号機柱の検査及び建替更新の実施 [県]

- ・災害発生時等における信号機柱の倒壊を防止するため、コンクリート製信号機柱の老朽化や点検結果に基づき、信号機柱を順次耐震性の高い鋼管柱へと更新する。

[実施内容] (建替更新) 350本実施

(業務継続体制の整備)

○岐阜県警察大規模災害対応業務継続計画の検証 [県]

- ・「岐阜県警察大規模災害対応業務継続計画」について、災害発生時における災害警備活動を実施しつつ可能な限り通常の警察業務を行う機能を維持するため、あらゆる被害想定を踏まえ、計画を検証する。

(消防団員、水防団員等人材の確保・育成)

○消防団の活動内容の普及啓発 [県・市町村]

- ・消防団の活動内容等について理解が深まるよう、地域の住民や消防団員の家族等に対して、「見る」「体験する」キャンペーンを実施する。

○消防団の加入促進活動への支援 [県]

- ・ 条例定数に占める消防団員の充足率を向上するため、「岐阜県消防団加入促進事業費交付金」を交付する。
- ・ 過疎地域の消防団員である従業員数が前年度より増加または新たな団員を確保した企業等に対し、報奨金を交付する。
- ・ 大規模災害団員のほか、学生、外国人など新たな人材を活用して団員確保を図る市町村に対し補助金を交付し、団員確保を支援する。

○消防団協力事業所に対する支援 [県]

- ・ 消防団員を雇用し、消防団活動に協力する事業所等を支援するため、県の認定を受けた事業所等に対する事業税を減税する。

○女性消防団員が活躍できる環境整備 [県・市町村・民間]

- ・ 多様化する消防団活動に幅広く対応するため、軽可搬ポンプの整備等、女性消防団員が活躍できる活動環境の整備を支援する。

○消防職員の現場対応力の強化 [県・市町村]

- ・ 消防職員の現場対応力を強化するため、消防学校において、被災住宅の屋根の応急処置に係る教育訓練を実施する。

○水防活動への支援 [県]

- ・ 高齢化する水防団の団員数維持や水防技術を伝承するため、水防活動の広報や水防資器材の提供等の支援に取り組む。

(消防力の強化)

○消防本部における消防指令業務の強化 [県・市町村]

- ・ 外国人からの 119 番通報対応や、災害現場での外国人救助等を円滑に行うため、多言語同時通訳体制を引き続き維持する。
- ・ 業務の効率化と迅速な災害対応が期待される消防指令業務の共同運用の実現に向け支援を行う。

(緊急消防援助隊の体制強化)

○緊急消防援助隊の増隊等による災害対応能力の維持・向上 [県]

- ・ 大規模災害発生時の広域的な消防応援体制の強化を図るため、緊急消防援助隊岐阜県隊を増隊するとともに、中部ブロック訓練への参加等により引き続き訓練を実施し、部隊の災害対応能力の維

持・向上を図る。

(9) 環境 ～廃棄物及び有害物質対策～

(災害廃棄物対策の推進)

○災害廃棄物処理体制の強化 [国・県・市町村]

- ・災害が発生した場合に多量に発生する災害廃棄物の処理が円滑に進むよう、県及び市町村担当者等を対象とした演習及び研修会を実施するほか、国や近隣県との広域的な連携・応援体制を相互に確認する訓練等に参加することで、災害廃棄物処理体制の強化を図る。

(有害物質対策の検討)

○建築物の吹付アスベスト対策の推進 [国・県・市町村]

- ・建築物における吹付アスベストの飛散防止対策等を指導する。

○河川等における水質状況の検査・監視体制の確保 [県]

- ・水質汚濁防止法に基づく常時監視や魚類へい死等の水質事故時における原因調査等、環境中の水質汚濁の状況を把握するため、保健環境研究所及び各保健所に環境測定機器を整備するほか、公共用水域及び地下水の水質状況を常時監視する。

○大気汚染状況の監視体制の整備 [県]

- ・大気汚染防止法に基づく常時監視を実施するため、必要な大気測定局の設置及び測定機器の整備を行い、県内の大気汚染状況を把握する。

○大規模工事からの発生土に係る土壌・水質状況の検査、監視体制の確保 [県]

- ・大規模工事からの発生土を受け入れる特定事業場やその周辺における環境汚染の未然防止を図るため、立入検査、土壌・水質検査を実施し、監視体制を強化する。

○石綿飛散防止対策の強化 [国・県・市町村]

- ・建築物の解体等工事における大気中へのアスベスト飛散防止の徹底を図るため、立入及び周辺大気環境調査等による監視体制を強化する。
- ・災害時に倒壊建築物等から飛散するアスベストのばく露を防止するため、市町村及び関係機関との連携を強化する。

(河川に流出したごみ等の撤去)

○河川環境保全の推進 [県]

- ・河積を阻害している流木・河道内樹木の撤去等、災害の発生防止を図る取組みにあわせて、災害発生時に流出したごみを適正に撤去・処分するなどにより河川環境の保全を図る。

(10) リスクコミュニケーション／防災教育・人材育成

～自助・共助の底上げ～

(防災教育の推進)

○「災害から命を守る岐阜県民運動」の推進 [県・市町村・民間]

- ・県民一人ひとりが災害に対する切迫感を持ち、防災の究極の目的である「災害死ゼロ」を目指し、実際の行動に結びつける県民運動を実施する。
- ・行政、防災関係団体、事業者、学校、有識者等で構成する推進母体を中心に、「命を守る」県民運動を全県展開する。
- ・市町村や企業と連携し、各種防災イベントや防災訓練等への参加に応じて「ぼうさいポイント」を付与し、ポイントに応じたインセンティブを設けることにより、県民の参画を促す。
- ・防災教育推進のための副読本を作成する。
- ・自助実践力の向上を図るため、災害発生時のとっさの行動を身に着けることを目的とした災害対応型防災訓練「岐阜県版シェイクアウト訓練」を実施する。
- ・地域における災害の危険性や対策を講義やワークショップ等で学ぶ会議等の催し（防災タウンミーティング）を開催する。

○「広域防災センター」を活用した防災教育の推進 [県]

- ・県民、学校、自治会、自主防災組織等を対象とする防災教育の拠点である「広域防災センター」において、時節に応じた展示物等の更新を行う。

○防災教育を中心とした実践的安全教育の推進 [県・市町村]

- ・学校への専門家派遣等を通して、児童生徒に対する安全教育や学校の安全管理体制の充実を図る。
- ・危機管理マニュアルの点検・改善等を通じて、巨大地震等の大規模自然災害に対する学校防災力の向上を図るとともに、防災教育における教職員の指導力向上や災害後の円滑な早期学校再開のための知識理解を深めることを目的とした教職員対象の研修を実施する。
- ・学校の防災教育をリードする専門性の高い教員集団「岐阜県防災教育強化チーム」を設立し、「命を守る」防災教育の普及・啓発に向けて、各教科等における防災教育の実践事例集（小学校）を作成する。

○総合的な治水対策の推進（ソフト対策） 【県・民間】 <再掲>

- ・洪水浸水想定区域図や水害危険情報図を活用した洪水ハザードマップや要配慮者利用施設の避難確保計画の作成を促進する。
- ・引き続き、危機管理型水位計や河川監視カメラ等の河川情報を分かりやすく配信し、平時からリスクに備える取組みを進める。
- ・洪水時の円滑な避難のため、各市町村による洪水ハザードマップの改定及び公表を促進し、住民の防災意識を向上させる。
- ・市町村長が避難勧告等を適切に発令できるよう、降雨時に、氾濫が想定される範囲毎に設定されている避難勧告の目安となる水位の状況等を、県土木事務所長から市町村長へきめ細かく情報提供する。
- ・自治会等の代表者を加えた重要水防箇所の合同巡視等を実施する。
- ・平成 29 年の水防法改正により要配慮者利用施設に義務付けられた避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を支援する。
- ・水辺の活用を進め、県民の水辺への意識を高めるミズベリングを進めることで水害・防災への意識を深め、地域の安全・安心の向上を図る。

○総合的な土砂災害対策の推進（ソフト対策） 【県・市町村】 <再掲>

- ・土地利用状況の変化等による土砂災害警戒区域の不断の見直しを進めると共に、指定した区域については、ホームページでの公開や現地に表示看板を設置するなどして周知する。また、降雨時の危険度については、新たにリリースした「ぎふ土砂災害警戒情報ポータル」により、県民に分かりやすい情報の発信に努める。
- ・平成 29 年の土砂災害防止法改正により要配慮者利用施設に義務付けられた避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を支援する。
- ・全ての市町村において土砂災害に関する避難訓練がより多くの住民参加のもと実施できるよう、継続的に支援する。

（住民主体での避難対策の強化）

○「災害・避難カード」を作成する取組みの普及促進 【県・市町村・民間】

- ・住民と市町村が主体となった地区避難計画の作成や住民一人ひとりが避難の手順について考える「災害・避難カード」を作成する取組みを市町村に広く普及するため、講師の派遣や助言を実施する。
- ・「災害・避難カード」をいつでも持ち歩けるように、スマートフォンで作成・保存するためのウェブサイトを整備し、避難所以外への避難にも対応した住民の自助による適切な避難行動を支援する。
- ・県民への認知度を高めるため、「ぼうさいキャラバン」などの機会を活用して、普及促進する。

○地区避難計画等の策定推進 [県・市町村]

- ・指定緊急避難場所の指定が困難な地区等において、住民が主体的に地区避難計画等を策定する取組みに対し、住民検討会への有識者派遣等の支援を実施する。

○南海トラフ地震臨時情報を踏まえた避難訓練の実施 [県・市町村]

- ・南海トラフ地震臨時情報発表時に個々の状況に応じた適切な避難行動がとられるよう、防災訓練を実施する。

○県民への災害リスクの周知 [県・市町村] <再掲>

- ・想定最大規模の洪水浸水想定区域図及び水害危険情報図等に基づいたハザードマップの改定・公表を促進し、県民の防災意識を向上させる。

(要配慮者支援の推進)

○避難行動要支援者名簿の活用 [県・市町村]

- ・避難行動要支援者名簿を警察や消防機関等へ事前に提供する取組みに加え、「共助」や社会福祉協議会、ケアマネジャー等と連携した取組みなどの優良事例集を示すなどにより、個別計画策定が進むよう市町村を支援する。

○要配慮者利用施設の避難確保計画の作成 [県・市町村・民間] <再掲>

- ・平成 29 年水防法及び土砂災害防止法の改正により要配慮者利用施設に義務付けられた避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を支援する。

○重度障がい児者に対する災害時等支援ネットワークの構築 [県・市町村・民間] <再掲>

- ・日常的に電源を要する人工呼吸器等の医療機器を使用する重度障がい児者の震災等による長期停電への備えとして、関係機関による電源や医療資材の供給等の協力・支援体制を構築する。

○福祉避難所の充実強化 [県・市町村・民間] <再掲>

- ・各種会議や研修会等での周知・啓発や、実態調査・個別ヒアリングの実施、市町村の福祉避難所開設・運営訓練と岐阜DCAT実地訓練の共同実施などを通じ、福祉避難所の充実強化に向けた取組みの促進を市町村へ働きかけていく。

○災害時等における外国人の支援強化 [県・市町村・民間]

- ・(公財) 岐阜県国際交流センターに登録されている災害時語学ボランティアの育成・確保を進める。
- ・市町村単独での対応が困難な大規模災害発生時に、市町村等の依頼に基づく翻訳や、通訳ボランティア

ィアの派遣調整等を行う「岐阜県災害時多言語支援センター」の設置・運営訓練を実施する。

- ・市町村が行う外国人防災対策について取りまとめた「市町村外国人防災対策カルテ」を活用し、市町村に対して外国人防災対策の促進に向けた働きかけを行う。
- ・防災啓発や災害時のサポートなど、地域における外国人防災対策を担う外国人の防災リーダーを育成する。
- ・災害時の避難勧告・避難指示等について多言語で発信・提供する。
- ・外国人向け防災啓発講座を実施する。

○友愛訪問活動の推進 [国・県・市町村・民間]

- ・独居老人宅における対話や家事援助等の友愛訪問活動を行う単位老人クラブに対し、市町村を通じて活動に係る経費を助成する。

○見守りネットワーク活動の推進 [県・市町村]

- ・要配慮者に対して、近隣住民、民生委員、福祉委員、ボランティア等が連携して声かけ・訪問等を行い、問題の発見時には必要に応じて問題を共有し、解決のための話し合いや調整を行うことができる組織的な活動を推進する。

○被災者の仮住まい支援の推進 [県・市町村]

- ・小規模災害における被災者の仮住まい対策として、県営住宅を無償貸与するとともに、市町村営住宅においても同様の対策を行うよう要請し、県と市町村との連携した取組みを推進する。

(防災人材の育成)

○「清流の国ぎふ 防災・減災センター」を核とした防災人材の育成 [県・市町村・民間]

- ・「清流の国ぎふ 防災・減災センター」や市町村において地域で活躍できる防災人材の育成を推進するとともに、育成した人材がそれぞれの地域で活躍できる機会の創出を促進する。

(コミュニティ活動の担い手養成)

○地域の絆づくりの推進 [県・市町村・民間]

- ・平時からのコミュニティの活力維持を図るため、県と市町村で連携し、地域毎の状況や地域の抱える課題に即した講座を実施し、地域づくり活動を実践できる人材を養成する。

(建設業の担い手育成・確保)

○災害対策強化のための建設機械の保有推進 [県・民間]

- ・災害発生時に、地域の緊急輸送道路の応急復旧等に寄与する県内建設業者の建設機械の保有を促進

するため、建設設備強化事業貸付金を低利に貸与する。

○建設業を担う人材の育成・確保を支援するモデル工事の実施 [県]

- ・若手や女性技術者の人材確保に向け、「週休2日制モデル工事」、「建設現場環境改善モデル工事」を実施する。
- ・建設現場の生産性・安全性を向上させるため、「ICTを活用したモデル工事」を拡大実施する。
- ・建設業における人材の育成・確保の支援を目的に、「岐阜県建設人材育成企業」の登録や「ぎふ建設人材育成リーディング企業」の認定がある企業の活用に関する評価を付加した人材育成型総合評価落札方式による建設工事については、令和3年度より標準化する。
- ・建設現場へコーディネーターを派遣し、各現場に即した最適なICTの活用方法を提案・指導するとともに、人材の育成に取り組み、ICTの導入による生産性の向上を図る。

○建設・建築業を担う人材の育成・確保 [県]

- ・将来の建設・建築業の担い手となる若年者に建設・建築業の魅力を発信するため、既存の取組みを継続するほか、新たに土木関係の資格取得支援、名古屋を対象としたUITターン・転職者の受入れ支援等により、建設・建築業への入職及び定着率向上を促進する。
- ・BIM/CIM（設計、施工等の情報を一元的に構築管理するための手法）やICTを活用した生産性向上のための研修等を実施する。

(11) 官民連携 ～民間リソースを活かした対応力強化～

（支援物資供給等に係る官民の連携体制の強化）

○応援協定締結機関との連携強化 [県・民間]

- ・生活必需物資供給や医療救護、緊急救援等の災害時における応援協定が確実に機能するよう、県と協定締結機関が連携して、受援体制の見直しと、物資輸送訓練を実施する。

（災害ボランティアの受入・連携体制の構築、支援職員の養成）

○災害ボランティア受入体制強化 [県・市町村・民間]

- ・被災市町村の社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターの受付時における待ち時間の短縮、必要事項の登録や受付時間の設置等が事前に可能となるシステムを構築する。
- ・専門的な技術や知識のある専門ボランティア（NPO等）をコーディネートできる人材の育成研修を行うとともに、NPOやボランティア団体等を対象とした平時の情報共有会議を開催し、災害時に専門ボランティア間で情報共有できる関係を構築する。

- ・ 県社会福祉協議会に災害ボランティアセンターの設置運営を支援する指導員を配置するとともに、災害ボランティアを支援する県、市町村及び社会福祉協議会の職員等に対する研修を実施する。

(防災・減災データの提供推進)

○防災・減災データの広域オープンデータ化 [県・市町村]

- ・ 県と市町村が連携し、防災に係るデータを広域化し、オープンデータとして提供する。

○リアルタイムデータ提供基盤の運用保守 [県]

- ・ 河川水位データや降積雪データなど、センサーで取得したデータを民間に提供するリアルタイムデータ提供基盤の運用保守を行う。

(12) メンテナンス・老朽化対策 ～社会インフラの長寿命化～

(社会資本の適切な維持管理)

○岐阜県道路施設維持管理指針に基づく効果的かつ効率的な道路管理の推進 [県]

- ・ 県が管理する道路施設は、土砂災害や地震などの災害から人命を守る重要な施設である。これらの施設が災害時に確実に機能を発揮するよう、計画的・効率的な維持管理を実施し、施設機能の長期保全を図る。

[主な整備箇所]

- | | |
|----------|----------------------------|
| (舗装補修) | (一) 美江寺西結線 (瑞穂市) |
| | (国) 4 1 8 号 (恵那市) 他 |
| (橋梁補修) | (国) 3 6 5 号 関ヶ原橋 (関ヶ原町) |
| | (国) 2 5 7 号 大峽橋 (中津川市) 他 |
| (橋梁更新) | (国) 1 5 6 号 尾神橋 (高山市・白川村) |
| | (主) 川島三輪線 藍川橋 (岐阜市) |
| (トンネル補修) | (国) 3 0 3 号 高山谷トンネル (揖斐川町) |
| | (国) 2 5 6 号 タラガトンネル (関市) 他 |
| (施設点検) | (国) 2 5 6 号 三掛橋 (白川町) |
| | (一)大垣池田線 円興寺トンネル (大垣市) 他 |

○河川施設の「予防保全型」維持管理の推進 [国・県]

- ・ 河川構造物が確実に機能するよう航空レーザ測量による計画的な維持管理を実施するとともに、「岐阜県河川インフラ長寿命化計画」に基づき、予防保全型の維持管理を効率的かつ効果的に推進する。

[主な整備箇所]

<県事業> 阿多岐ダム（郡上市）、山田川排水機場（岐阜市） 他

○砂防施設の「予防保全型」維持管理の推進 [県]

- ・砂防施設の高齢化に対応するため、「岐阜県砂防施設長寿命化計画」に基づき、施設点検及び補修・改築を計画的に実施する。

[主な整備箇所] 小倉谷（養老町）、河戸谷（海津市）、高倉谷（関市）、狸洞（恵那市） 他

- ・土石流を捕捉した砂防堰堤等においては、堆積土砂等の除去を適宜実施する。

（公共施設等の維持管理）

○県有建物長寿命化の推進 [国・県]

- ・「岐阜県県有建物長寿命化計画」に基づき、計画的な維持管理・更新を推進する。

○県営住宅長寿命化の推進 [国・県]

- ・「岐阜県公営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的な維持管理・更新を推進する。

○県営公園の長寿命化の推進 [国・県]

- ・「公園施設長寿命化計画」に基づき、計画的な維持管理・更新を推進する。

（メンテナンスに関する人材の育成・確保）

○メンテナンスに関する人材育成の推進 [県・民間]

- ・県、岐阜大学、産業界が連携し、点検や補修に関する高度な技術を有する人材「社会基盤メンテナンスエキスパート（ME）」や、地域の道路を見守る「社会基盤メンテナンスサポーター（MS）」を養成し、効率的かつ効果的な維持管理を推進する。

（市町村に対する技術的支援）

○市町村に対する技術的支援 [県]

- ・社会資本の高齢化が進む中、多くの市町村では技術職員不足等により維持管理に課題を抱えていることから、土木事務所における社会資本メンテナンス相談窓口などを活用し、引き続き市町村に対する維持管理の技術的な支援を実施する。

重要業績指標（K P I）一覧

（１）交通・物流 ～交通ネットワークの強化～

| 指標名 | 現状値 | 目標値 |
|--|-----------------------------------|------------------|
| 道路ネットワークの整備 | | |
| 東海環状自動車道の県内供用率 | 71% → 71% (R1) (R2) | 100% (R6) |
| 「高速道路における安全・安心基本計画」で優先整備区間に位置付けられた対象区間の四車線化完成率 | 0% → 0% (R1) (R2) | 30% (R6) |
| 主要な骨格幹線道路ネットワークの整備率 | 45% → 45% (R1) (R2) | 50% (R6) |
| 主要な骨格幹線道路ネットワーク上の県管理橋梁における速やかな機能回復が可能な性能を目指す耐震対策（フルスペック化）の未対策箇所数 | 152 箇所 → 149 箇所 (H30) (R2) | 94 箇所 (R6) |
| 緊急輸送道路以外で利用状況等から重要性の高い県管理橋梁の耐震未対策箇所数 | 10 箇所 → 10 箇所 (H30) (R2) | 6 箇所 (R6) |
| 県管理緊急輸送道路上の斜面の要対策箇所数 | 345 箇所 → 276 箇所 (H30) (R2) | 103 箇所 (R6) |
| 県管理道路斜面等の要対策箇所数 | 1,413 箇所 → 1,324 箇所 (H30) (R2) | 1,126 箇所 (R6) |
| 県管理道路のアンダーパスにおける排水設備補修の要対策箇所数 | 15 箇所 → 15 箇所 (H30) (R2) | 6 箇所 (R6) |
| 県管理道路上のトンネルLED化の要対策箇所数 | 81 箇所 → 39 箇所 (H30) (R2) | 19 箇所 (R6) |
| 孤立・大雪対策の推進 | | |
| 県有除雪機械の保有台数 | 107 台 → 124 台 (R1) (R2) | 155 台 (R6) |
| 無電柱化の推進 | | |
| 県内道路における無電柱化整備の着手箇所数 | 0 箇所 → 0 箇所 (R1) (R2) | 2 箇所 (R6) |

（２）国土保全 ～河川、砂防、治山、火山等対策～

| 指標名 | 現状値 | 目標値 |
|---|----------------------------|--------------|
| 総合的な水害・土砂災害対策の推進 | | |
| 新五流域総合治水対策プランに基づく河川改修済延長 | 34km → 38 km (H30) (R1) | 47km (R6) |
| 河川構造物の要耐震化施設数 | 3 箇所 → 2 箇所 (H30) (R2) | 0 箇所 (R6) |
| 平成 30 年 7 月豪雨で被災した津保川の緊急対策による改修済割合 | 0% → 0% (H30) (R1) | 100% (R6) |
| 「重要インフラの緊急点検」結果等を踏まえた河積確保対策（掘削・樹木伐採）の実施延長 | 0km (H30) | 45km (R6) |

| | | |
|--|---------------------------------|------------------------------|
| 「重要インフラの緊急点検」結果等を踏まえた横断工作物（堰、橋梁）の改良箇所 | 0箇所 → 1箇所 (H30) (R1) | 10箇所 (R6) |
| 想定最大規模の洪水浸水想定区域図及び水害危険情報図に基づく洪水ハザードマップを改定・公表した市町村の割合 | 0% → 21.4% (H30) (R1) | 100% (R6) |
| 「ぎふ川と道のアラームメール」登録者数 | 17,451人 → 17,971人 (H30) (R1) | 20,500人 (R6) |
| 川を題材とした学習に取り組んだ延べ人数 | 15,139人 → 21,644人 (H30) (R2) | 39,000人 (R6) |
| 土砂災害から保全される人家戸数 | 約2.3万戸 → 約2.3万戸 (H30) (R1) | 約2.4万戸 (R6) |
| 土砂災害を想定した防災訓練に参加した1市町村あたりの延べ人数 | 6,000人 (H30) | 6,500人 (R6) |
| 洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成率 | 42% → 59.0% (H30) (R2) | 100% (R6) |
| 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成率 | 44% → 74.3% (H30) (R2) | 100% (R6) |
| 治山ダム等の整備・機能強化 | | |
| 地域森林計画の「保安林の整備及び治山事業に関する計画」に掲載されている治山事業の実施地区数 | 717地区 (H30) | 1,489地区 (R6) |
| 流木捕捉式治山ダム工の整備 | 6基 (R1) | 11基 (R6) |
| 既存治山施設の機能強化対策 | 22基 (R1) | 39基 (R6) |
| 県内民有林の航空レーザ測量・微地形図の作成面積 | 7,600km ² (R1) | 9,227km ² (R4) |
| 亜炭鉱廃坑対策の推進 | | |
| 亜炭鉱跡防災対策における防災工事面積 | 47.46ha (R2) | 107.48ha (R6) |

(3) 農林水産 ～災害に強い農地・森林づくり～

| 指標名 | 現状値 | 目標値 |
|--|-----------|---------------|
| 農業用ため池の防災対策の推進 | | |
| 地域防災力の向上に取り組むため池数(累計) | — (R1) | 270箇所 (R7) |
| 農地・農業水利施設等の適切な保全管理 | | |
| 基幹的農業用水路の健全度割合 | — (R1) | 90% (R7) |
| 農業用ため池や排水機場の改修等により、計画期間内で優先的に湛水被害等のリスクを軽減する農地面積の割合 | — (R1) | 100% (R7) |

| | | |
|---|-----------------------------------|------------------|
| 農地を守る地域共同活動を支援する面積 | 28,569ha → 28,918ha (H30) (R1) | 28,800ha (R6) |
| 総合的な鳥獣被害防止対策実施集落の割合 | 85% → 95% (H30) (R1) | 100% (R6) |
| 都市農村交流の推進 | | |
| 農林漁業体験者数 | 211千人 → 214千人 (H30) (R1) | 280千人 (R5) |
| 農業集落排水施設の機能保全 | | |
| 農業集落排水汚泥リサイクル率 | 60.5% (R1) | 70% (R7) |
| 農林道の整備 | | |
| 耐震対策を実施する農道橋の数(累計) | — (R1) | 8橋 (R7) |
| 地域森林計画の「林道の開設及び拡張に関する計画」に掲載されている林道にある橋梁など林道施設の保全整備数 | 10箇所 (R1) | 20箇所 (R6) |
| 災害に強い森林づくり | | |
| 水源林、溪畔林、奥山林等における環境保全の拡大に向けた、間伐実施面積 | 1,615ha (H30) | 2,600ha (R3) |

(4) 都市・住宅／土地利用 ～災害に強いまちづくり～

| 指標名 | 現状値 | 目標値 |
|---------------------------|-----------------------------|-----------------|
| 住宅・建築物の耐震化・防火対策の促進 | | |
| 住宅の耐震化率 | 78% → 83% (H25) (H30) | 95% (R6) |
| 建築物耐震改修説明会等への参加者数(累計) | 2,295人 (H30) | 15,000人 (R6) |
| 立地適正化計画の策定促進 | | |
| 立地適正化計画策定市町村数 | 4市町村 → 5市町村 (H30) (R1) | 10市町村 (R5) |
| 地籍調査の促進 | | |
| 地籍調査進捗率 | 17.0% → 17.5% (H30) (R1) | 23.0% (R6) |
| 文化財の保護対策の推進 | | |
| 国・県指定文化財のデジタルアーカイブ化実施率 | 0% → 40% (H30) (R1) | 100% (R5) |

(5) 保健医療・福祉 ～医療救護体制確保及び要配慮者への支援～

| 指標名 | 現状値 | 目標値 |
|------------------|--------------|-------|
| 災害医療体制の充実 | | |
| DMA T訓練参加チーム数 | 27チーム → 4チーム | 30チーム |

| | (H30) | (R1) | (R6) |
|---|------------------|-------------------|-----------------|
| 災害拠点病院等の耐震化の促進 | | | |
| 災害拠点病院及び救命救急センターの耐震化率 | 92% (H30) | → 92% (R1) | 100% (R3) |
| 社会福祉施設等の耐震化率・老人福祉施設等 (入所系) | 98% (H30) | → 98% (R1) | 100% (R6) |
| 避難所環境の充実 | | | |
| 避難所運営マニュアル策定市町村数 | 38 市町村 (R1) | | 42 市町村 (R6) |
| 「清流の国ぎふ 防災・減災センター」による避難所運営指導者養成講座養成者数（累計） | 2,325 人 (H30) | → 3,291 人 (R1) | 5,800 人 (R6) |
| 福祉避難所の運営体制確保 | | | |
| 福祉避難所に関する市町村担当者向け研修会の開催回数（累計） | 3 回 (R1) | | 8 回 (R6) |
| 福祉避難所運営マニュアル策定市町村数 | 21 市町村 (R1) | | 42 市町村 (R6) |
| 災害時健康管理体制の整備 | | | |
| 健康管理体制（保健活動）を整備する市町村数 | 6 市町村 (R1) | | 42 市町村 (R6) |
| 社会福祉施設等への支援 | | | |
| D C A T 及び B C P 策定に係る各種研修会や実地訓練の実施回数 | 27 回 (R1) | | 67 回 (R6) |

(6) 産業 ～サプライチェーンの確保・風評被害防止対策～

| 指標名 | 現状値 | 目標値 | |
|----------------------------|------------------|---------------------|-------------------|
| B C P 等の策定支援 | | | |
| B C P 及び事業継続力強化計画の策定支援事業所数 | 899 事業所 (H30) | → 1,032 事業所 (R1) | 1,300 事業所 (R6) |
| 建設業 B C M の普及・策定支援 | | | |
| 岐阜県建設業広域 B C M 認定団体数 | 6 団体 (H30) | | 8 団体 (R6) |
| 本社機能の誘致・企業立地の促進 | | | |
| 県外からの本社機能の移転件数 | 9 件 (H30) | → 11 件 (R1) | 21 件 (R6) |

(7) ライフライン・情報通信 ～生活基盤の維持～

| 指標名 | 現状値 | 目標値 | |
|---------------------------|----------------|------------------|---------------|
| 総合的な大規模停電対策の推進 | | | |
| ライフライン保全対策事業実施面積 | — (H30) | → 7.01ha (R1) | 30ha (R3) |
| 上下水道施設の耐震・老朽化対策の推進 | | | |
| 県営水道重要給水施設基幹管路の耐震適合率 | 86.5% (H30) | → 87% (R1) | 91.0% (R6) |

| | | |
|------------------------------|-----------------------------|-----------------|
| 県営水道地域間相互のバックアップ機能率 | 82% (R1) | 100% (R6) |
| 上水道の基幹管路の耐震適合率 | 38.6% → 38.9% (H30) (R1) | 50.0% (R4) |
| 地震対策上重要な下水管きょにおける地震対策実施率 | 69.8% → 71.5% (H29) (R1) | 73.0% (R6) |
| 合併浄化槽への転換促進 | | |
| 汚水処理人口普及率 | 92.4% → 92.9% (H30) (R1) | 95.0%以上 (R7) |
| 分散型電源としての再生可能エネルギーの活用 | | |
| 小水力発電施設の適正な運営に向けた支援の回数(累計) | — (R1) | 11回 (R7) |
| 無電柱化の推進 | | |
| 県内道路における無電柱化整備の着手箇所数 <再掲> | 0箇所 → 0箇所 (R1) (R2) | 2箇所 (R6) |

(8) 行政機能 ～公助の強化～

【行政】

| 指標名 | 現状値 | 目標値 |
|--|---------------------------------|-----------------|
| 災害初動対応力の向上 | | |
| 災害マネジメント支援職員養成数 | 28人 (R1) | 42人 (R6) |
| 防災拠点機能の強化 | | |
| 実践的な支援物資輸送訓練実施回数 | 1回 → 3回 (H30) (R1) | 毎年度実施 |
| 地域防災計画で防災拠点として位置付けられた 県管理道路上の道の駅におけるトイレの非常用 電源設備等の整備箇所数 | 4箇所 → 7箇所 (H30) (R2) | 10箇所 (R6) |
| 市町村の物資輸送に係る受援計画策定数 | 3市町村 (R1) | 42市町村 (R6) |
| 浸水が想定される総合庁舎のうち対策実施済み 総合庁舎箇所数 | 1箇所 (R1) | 6箇所 (R5) |
| 住民への情報伝達の強化と伝達手段の多様化 | | |
| 想定最大規模の洪水浸水想定区域図及び水害危 険情報図に基づく洪水ハザードマップを改定・公 表した市町村の割合<再掲> | 0% → 21.4% (H30) (R1) | 100% (R6) |
| 「ぎふ川と道のアラームメール」登録者数 <再掲> | 17,451人 → 17,971人 (H30) (R1) | 20,500人 (R6) |
| 手話通訳者統一試験合格者数(累計) | 20人 (R1) | 42人 (R5) |
| 要約筆記者(手書)統一試験合格者数(累計) | 49人 (R1) | 61人 (R5) |

| | | |
|------------------------|-------------------------|----------------|
| 要約筆記者（PC）統一試験合格者数（累計） | 23人 (R1) | 32人 (R5) |
| 盲ろう者通訳・介助者養成人数（累計） | 287人 (R1) | 310人 (R5) |
| Net119緊急通報システムの導入消防本部数 | － → 1消防本部 (H30) (R1) | 20消防本部 (R6) |

【警察・消防】

| 指標名 | 現状値 | 目標値 |
|---------------------------|-------------------------------|-----------------|
| 災害対応力強化のための資機材整備 | | |
| 消防団が使用する救助用資機材の整備数 | 2,635台 → 3,821台 (H30) (R2) | 5,081台 (R6) |
| 警察庁舎等の整備・耐災害性強化 | | |
| 基幹防災拠点としての警察施設整備率 | 60% → 60% (H30) (R1) | 100% (R9) |
| 非常用発電設備の増強及び浸水対策等実施箇所数 | 0箇所 (H30) | 7箇所 (R6) |
| 交通信号機等の耐災害性の強化 | | |
| 可搬式発動発電機接続対応信号機の整備数 | 1,075基 (H30) | 2,734基 (R7) |
| 信号機電源付加装置の整備数 | 64基 (H30) | 107基 (R7) |
| 老朽コンクリート製信号機柱の検査及び建替更新数 | 392本 (H30) | 2,100本 (R6) |
| 消防団員、水防団員等人材の確保・育成 | | |
| 消防団員の条例定数に対する充足率 | 92.9% → 91.0% (R1) (R2) | 98.0% (R6) |
| 専任水防団員数 | 2,318人 → 2,308人 (H30) (R2) | 2,348人 (毎年度) |
| 緊急消防援助隊の体制強化 | | |
| 緊急消防援助隊岐阜県隊の登録隊数 | 140隊 → 145隊 (R1) (R2) | 149隊 (R5) |

(9) 環境 ～廃棄物及び有害物質対策～

| 指標名 | 現状値 | 目標値 |
|--------------------------|---------------------------|--------------|
| 災害廃棄物対策の推進 | | |
| 災害廃棄物処理図上演習への市町村担当者の参加者数 | 46人 (R2) | 105人 (R5) |
| 有害物質対策の検討 | | |
| 岐阜県大気測定局の設置数 | 17箇所 → 18箇所 (H30) (R1) | 21箇所 (R5) |

(10) リスクコミュニケーション／防災教育・人材育成 ～自助・共助の底上げ～

| 指標名 | 現状値 | 目標値 |
|--|---|---|
| 防災教育の推進 | | |
| 災害や緊急時の備えができていない人の割合 | 63% → 75.3% (H30) (R2) | 75% (毎年度) |
| ハザードマップにより地域の危険性を把握している人の割合 | — → 62.5% (H30) (R2) | 75% (R6) |
| 災害の種類に応じた避難場所・避難経路を把握している人の割合 | — → 64.3% (H30) (R2) | 75% (R6) |
| 「広域防災センター」年間利用者数 | 4,800人 → 4,323人 (H30) (R1) | 7,000人 (R6) |
| 異なる危険を想定した命を守る年間3回以上の訓練実施率 | 小学校 82.7% 中学校 71.1% 高校 26.3% (H29) | 小学校 100% 中学校 100% 高校 100% (R5) |
| 川を題材とした学習に取り組んだ延べ人数 <再掲> | 15,139人 → 21,644人 (H30) (R2) | 39,000人 (R6) |
| 住民主体での避難対策の強化 | | |
| 災害・避難カード作成事業実施市町村数 | 3市町村 → 27市町村 (H30) (R1) | 42市町村 (R6) |
| 想定最大規模の洪水浸水想定区域図及び水害危険情報図に基づく洪水ハザードマップを改定・公表した市町村の割合<再掲> | 0% → 21.4% (H30) (R1) | 100% (R6) |
| 南海トラフ地震臨時情報の認知度 | 0% (H30) | 75% (R6) |
| 南海トラフ地震臨時情報発表時に備えた防災訓練の実施市町村数 | — (H30) | 39市町村 (R6) |
| 要配慮者支援の推進 | | |
| 「事前に避難行動要支援者名簿情報の提供について同意を得た方を対象とした個別計画」の策定市町村数 | 4市町村 → 15市町村 (H30) (R1) | 42市町村 (R6) |
| 洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成率<再掲> | 42% → 59.0% (H30) (R2) | 100% (R6) |
| 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成率<再掲> | 44% → 74.3% (H30) (R2) | 100% (R6) |
| 防災人材の育成 | | |
| 「清流の国ぎふ 防災・減災センター」による清流の国ぎふ防災リーダー育成講座受講者数（累計） | 680人 → 871人 (H30) (R1) | 1,700人 (R6) |
| 「清流の国ぎふ 防災・減災センター」による災害図上訓練指導者養成講座受講者数（累計） | 1,099人 → 1,144人 (H30) (R1) | 2,700人 (R6) |
| 「清流の国ぎふ 防災・減災センター」による避難所運営指導者養成講座養成者数（累計） <再掲> | 2,325人 → 3,291人 (H30) (R1) | 5,800人 (R6) |

| | | |
|--------------------------|-------------------------------|-----------------|
| 防災士の育成数（累計） | 5,993人 → 6,726人 (H30) (R1) | 10,000人 (R6) |
| 外国人防災リーダー育成講座受講者数（累計） | 33人 → 69人 (H30) (R1) | 120人 (R3) |
| コミュニティ活動の担い手養成 | | |
| 地域活動の担い手養成講座受講者数（累計） | 40人 → 115人 (H30) (R1) | 350人 (R5) |
| 建設業の担い手育成・確保 | | |
| 高校新卒者の就職者に占める建設業への就職者の割合 | 7.1% → 8.0% (H30) (R1) | 7.1% (毎年度) |

(11) 官民連携 ～民間リソースを活かした対応力強化～

| 指標名 | 現状値 | 目標値 |
|------------------------------------|-----------------------|-------|
| 支援物資供給等に係る官民の連携体制の強化 | | |
| 実践的な支援物資輸送訓練実施回数<再掲> | 1回 → 3回 (H30) (R1) | 毎年度実施 |
| 救出救助に係る連携体制の強化 | | |
| 関係機関参加の総合防災訓練の実施回数 | 1回 → 1回 (H30) (R1) | 毎年度実施 |
| 災害ボランティアの受入・連携体制の構築、支援職員の養成 | | |
| 災害ボランティア支援職員向け研修会の開催回数 | 2回 (R1) | 毎年度実施 |

(12) メンテナンス・老朽化対策 ～社会インフラの長寿命化～

| 指標名 | 現状値 | 目標値 |
|--|---------------------------|---------------|
| 社会資本の適切な維持管理 | | |
| 一巡目の定期点検(H26～H30)で早期に措置を講ずべき状態とされた橋梁の対策を実施した割合 | 35% → 62% (H30) (R2) | 100% (R6) |
| 「岐阜県河川インフラ長寿命化計画」の健全度評価結果を踏まえた対応済（「措置段階」以外）の割合 | 100% (H30) | 100% (毎年度) |
| 「岐阜県砂防施設長寿命化計画」に基づく補修・改築の完了率 | 51% → 63% (H30) (R2) | 100% (R6) |
| メンテナンスに関する人材の養成 | | |
| 社会基盤メンテナンスエキスパートの養成人数（累計） | 473人 → 536人 (H30) (R2) | 650人 (R5) |

変更した指標

施策の進捗状況、情勢の変化等を踏まえた指標の見直しを行い、新たな計画の策定に伴う指標の設定や指標の高度化による指標の変更が9指標、目標達成や目標年度到達等による目標値、目標年度の変更が9指標となった。

指標の変更

| 施策分野 | アクションプラン2020 | | | アクションプラン2021 | | | 理由 |
|------|---|----------------|-----------------|--|---------------|---------------|---------------|
| | 指標 | 現状値 | 目標値 | 指標 | 現状値 | 目標値 | |
| 農林水産 | 決壊すると多大な影響を与えるため池のうち、ハザードマップ作成等ソフト対策を実施した割合 | 49% (H30) | 100% (R2) | 地域防災力の向上に取り組むため池数（累計） | - (R1) | 270箇所 (R7) | ぎふ農業農村基本計画の策定 |
| 農林水産 | 基幹的農業用水路における機能保全計画策定割合 | 83% (H30) | 100% (R6) | 基幹的農業用水路の健全度割合 | - (R1) | 90% (R7) | ぎふ農業農村基本計画の策定 |
| 農林水産 | 湛水被害等のリスクを軽減する農地面積 | 808ha (H30) | 1,000ha (R5) | 農業用ため池や排水機場の改修等により、計画期間内で優先的に湛水被害等のリスクを軽減する農地面積の割合 | - (R1) | 100% (R7) | ぎふ農業農村基本計画の策定 |
| 農林水産 | 農業集落排水施設の機能診断実施地区割合 | 60% (H30) | 100% (R2) | 農業集落排水汚泥リサイクル率 | 60.5% (R1) | 70% (R7) | ぎふ農業農村基本計画の策定 |
| 農林水産 | 点検・診断結果に基づく緊急輸送道路ネットワークに関連する農道トンネルの補強対策箇所数 | 0箇所 (H30) | 1箇所 (R6) | 耐震対策を実施する農道橋の数（累計） | - (R1) | 8橋 (R7) | ぎふ農業農村基本計画の策定 |
| 農林水産 | 基幹的農道の供用開始延長 | 662km (H30) | 670km (R6) | 基幹的農道の整備率 | 26% (R1) | 65% (R7) | ぎふ農業農村基本計画の策定 |

| | | | | | | | |
|--------|-----------------------|---------------|---------------|----------------------------|--------------|---------------|---------------|
| 環境 | 災害廃棄物処理図上演習への参加者数（累計） | 48人 (R1) | 200人 (R5) | 災害廃棄物処理図上演習への市町村担当者の参加者数 | 46人 (R2) | 105人 (R5) | 指標の高度化 |
| ライフライン | 農業水利施設を活用した小水力発電施設数 | 12箇所 (H30) | 19箇所 (R6) | 小水力発電施設の適正な運営に向けた支援の回数（累計） | - (R1) | 11回 (R7) | ぎふ農業農村基本計画の策定 |
| 行政機能 | 市町村の受援計画策定数 | 5市町村 (H30) | 42市町村 (R6) | 市町村の物資輸送に係る受援計画策定数 | 3市町村 (R1) | 42市町村 (R6) | 指標の高度化 |

目標値、目標年度の変更

| 施策分野 | 指標 | アクションプラン2020 | | アクションプラン2021 | | 理由 |
|--------------|-----------------------|---------------|----------------|-----------------|------------------|-----------------------|
| | | 現状値 | 目標値 | 現状値 | 目標値 | |
| 国土保全 | 亜炭鉱跡防災対策における防災工事面積 | 11ha (H30) | 43.6ha (R2) | 47.46ha (R2) | 107.48ha (R6) | 目標年度到達による新たな目標値の設定 |
| 行政機能 | 手話通訳者統一試験合格者数(累計) | 11人 (H28) | 33人 (R2) | 20人 (R1) | 42人 (R5) | 目標年度到達による新たな目標値の設定 |
| 行政機能 | 要約筆記者(手書)統一試験合格者数(累計) | 45人 (H28) | 69人 (R2) | 49人 (R1) | 61人 (R5) | 目標年度到達による新たな目標値の設定 |
| 行政機能 | 要約筆記者(PC)統一試験合格者数(累計) | 22人 (H28) | 42人 (R2) | 23人 (R1) | 32人 (R5) | 目標年度到達による新たな目標値の設定 |
| 行政機能 | 盲ろう者通訳・介助者養成人数(累計) | 266人 (H28) | 326人 (R2) | 287人 (R1) | 310人 (R5) | 目標年度到達による新たな目標値の設定 |
| 行政機能 | 信号機電源付加装置の整備数 | 64基 (H30) | 81基 (R2) | 64基 (H30) | 105基 (R7) | 目標年度到達による新たな目標値の設定 |
| 環境 | 岐阜県大気測定局の設置数 | 17箇所 (H30) | 21箇所 (R4) | 18箇所 (R1) | 21箇所 (R5) | 測定局整備計画の見直しによる目標年度の変更 |
| リスクコミュニケーション | 災害や緊急時の備えができていない人の割合 | 63% (H30) | 75.3% (R1) | 75.3% (R1) | 75% (毎年度) | 目標達成による新たな目標値の設定 |
| リスクコミュニケーション | 外国人防災リーダー育成講座受講者数(累計) | 33人 (H30) | 90人 (R2) | 69人 (R1) | 120人 (R3) | 目標年度到達による新たな目標値の設定 |

清流の国ぎふ憲章

～ 豊かな森と清き水 世界に誇れる 我が清流の国 ～

岐阜県は、古来、山紫水明の自然に恵まれ、世界に誇る伝統と文化を育んできました。豊かな森を源とする「清流」は、県内をあまねく流れ、里や街を潤しています。そして、「心の清流」として、私たちの心の奥底にも脈々と流れ、安らぎと豊かさをもたらしています。

私たちの「清流」は、飛騨の木工芸、美濃和紙、関の刃物、東濃の陶磁器など匠の技を磨き、千有余年の歴史を誇る鶺鴒飼などの伝統文化を育むとともに、新たな未来を創造する源になっています。

私たち岐阜県民は、「清流」の恵みに感謝し、「清流」に育まれた、自然・歴史・伝統・文化・技をふるさとの宝ものとして、活かし、伝えてまいります。

そして、人と人、自然と人との絆を深め、世代を超えた循環の中で、岐阜県の底力になり、100年、200年先の未来を築いていくため、ここに「清流の国ぎふ憲章」を定めます。

「清流の国ぎふ」に生きる私たちは、

知

清流がもたらした

自然、歴史、伝統、文化、技を知り学びます

創

ふるさとの宝ものを磨き活かし、

新たな創造と発信に努めます

伝

清流の恵みを新たな世代へと守り伝えます